

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江戸川区は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

東京都江戸川区長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

項目一覧

基本情報
(別添1) 事務の内容
特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
その他のリスク対策
開示請求、問合せ
評価実施手続
(別添3) 変更箇所

基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

事務の名称	住民基本台帳に関する事務
事務の内容	<p>江戸川区が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、江戸川区の住民に関する正確な情報が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、江戸川区における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便性を増進するとともに行政の近代化に対応するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、江戸川区において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>江戸川区は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 住民からの請求に基づく住民票コードの変更 個人番号の通知及び個人番号カードの交付 個人番号カード等を用いた本人確認 取得した個人番号等を庁内の他業務システムへ連携 他機関からの情報照会に対応する為に、特定個人情報を中間サーバーへ登録</p> <p>転入届、転居届、転出届の受理は、窓口及び郵送のほかサービス検索・電子申請機能()を利用する。 ()サービス検索・電子申請機能においては、転入予定連絡、転居予定連絡、転出届を受理する。</p> <p>なお、の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。)第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機関に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
対象人数	<p>[30万人以上] <選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 5) 30万人以上</p> <p>2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

システムの名称	住民記録系システム(以下「住記システム」という。既存住民基本台帳システムと同義。)
システムの機能	<p>1. 住民からの異動届等における住民基本台帳の更新 :住民からの届出による異動や、戸籍関係の届出や通知による異動など、住民にかかるすべての異動情報に基づき、住民基本台帳の作成・更新を行う。また、転出時の転出証明書発行など、異動に伴い必要となる帳票を発行する。</p> <p>2. 職権による住民基本台帳の修正 :職権により、世帯・個人に関する各項目の修正を行う。</p> <p>3. 個人番号カードによる転入届(特例転入) :転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>4. 住民票の写し等の発行 :住民からの交付請求に応じて、証明書を発行する。また、住民宛の通知書の発行を行う。</p> <p>5. 住民票コードに対する個人番号の付番と登録 :出生届、海外からの転入届等において、個人番号未記載者に対して、個人番号の付番と登録を行う。</p> <p>6. 庁内の他の業務・システム等とのデータの連携 :住民基本台帳ネットワークシステム、他業務・システム等との住民異動情報、国民健康保険等の資格情報のデータ連携を行う。</p> <p>7. 符号取得時ににおける機構への個人番号の通知 :符号取得時に機構から通知される処理番号と紐付く個人番号を機構へ通知する。 符号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令(平成26年3月31日政令第155号)に規定する、情報提供用個人識別符号を指す。</p> <p>8. 中間サーバーへの特定個人情報の登録 :他団体からの情報照会時に提供する住民票関係情報を統合DBへ通知する。</p> <p>9. 住民基本台帳情報の照会・検索 :最新・過去時点の世帯構成の照会や、世帯構成と個人履歴の一画面での照会など、様々な用途に応じて住民の情報の照会を行う。</p> <p>10. 法務省とのデータの連携 :法務省連携システムから外国人住民情報のデータ連携を行う。</p> <p>11. 統計資料等の作成 :都道府県への報告や、自治体公開情報で必要となる統計基礎資料、集計表・統計表などを作成する。また、住民公開用や内部資料など、各種一覧表を作成する。</p> <p>12. 証明書コンビニ交付システムとの連携 :住民票等の各種証明書に記載する情報をLGWAN-ASPのデータセンターに設置する証明書コンビニ交付システムと連携する。</p>
他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 (法務省連携システム・選挙システム・年金システム・就学システム・証明書コンビニ交付システム(LGWAN-ASP)・申請管理システム)</p>

システム2～5	
システム2	
システムの名称	<p>住民基本台帳ネットワークシステム 「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、 住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、市町村CSにおいて管理がなされているため、 以降は、住民基本台帳ネットワークシステムの内の市町村CS部分について記載する。</p>
システムの機能	<p>1. 本人確認情報の更新 :住記システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を基に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。</p> <p>2. 本人確認 :特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入) :個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は受け取った転出証明書情報を消去する。)。</p> <p>4. 本人確認情報検索 :統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>5. 機構への情報照会 :全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6. 本人確認情報整合 :本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>7. 送付先情報通知 :機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、住記システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8. 個人番号カード管理システムとの情報連携 :機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又是一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p>
他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム3	
システムの名称	統合DB
システムの機能	<p>1. 住記情報の連携 :住記システムにおいて登録された異動情報を他業務システムに提供する。</p> <p>2. 各種資格情報の連携 :他業務システムから連携された国保資格情報等の各種資格情報を住記システムに提供する。</p> <p>3. 特定個人情報の登録 :他業務システムから連携された各種特定個人情報を、中間サーバーに登録する。</p> <p>4. 符号取得 :中間サーバーに対し個人番号を連携し、処理通番を取得する。</p>
他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 (国保システム、福祉システム等)</p>

システム4	
システムの名称	中間サーバー
システムの機能	<p>1. 符号管理機能 :符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>2. 情報照会機能 :情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>3. 情報提供機能 :情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>4. 既存システム接続機能 :中間サーバーと既存システム、統合DB及び住記システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 :特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能 :特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>7. データ送受信機能 :中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>8. セキュリティ管理機能 :暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する機能。</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 :中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>10. システム管理機能 :バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム5	
システムの名称	証明書コンビニ交付システム (LGWAN-ASP)
システムの機能	<p>1. 帳票の作成発行機能 :住民票の写し、住民票記載事項証明書等の各種帳票を作成し、発行する機能。</p> <p>2. 既存システムとの連携機能 :既存住基システム、戸籍システムから証明書の発行に必要なファイルを連携する機能。</p> <p>3. 利用者証明用電子証明書等の利用 :個人番号カード、住民基本台帳カードの利用者証明用電子証明書等の情報を用いて個人を特定する機能。</p> <p>4. 運用管理機能 :証明書の発行統計や発行履歴の確認、発行抑止や区長名変更等の運用管理に必要な機能</p>
他のシステムとの接続	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (戸籍システム、証明書交付センター (J-LIS))	
システム6~10	
システム6	
システムの名称	サービス検索・電子申請機能
システムの機能	<p>1. 【住民向け機能】自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能</p> <p>2. 【地方公共団体向け機能】住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能</p>
他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (申請管理システム)
システム7	
システムの名称	申請管理システム
システムの機能	<p>1. 申請者特定機能 住記システムと連携し、申請データのシリアル番号を宛名番号に変換することにより申請者の特定を行う。</p> <p>2. 申請データ連携機能 サービス検索・電子申請機能から申請データを取り込む。</p> <p>3. ステータス管理機能 申請内容の確認や審査をし、申請のステータスを管理する。</p>
他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (サービス検索・電子申請機能)
システム11~15	
システム16~20	

3. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル
- (2)本人確認情報ファイル
- (3)送付先情報ファイル

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

事務実施上の必要性	<p>市町村では、以下の3ファイルを下記に記載のとおりの必要性から取り扱う。</p> <p>(1)住民基本台帳ファイル :住民基本台帳ファイルは、住民に関する記録を正確かつ統一的に行い、住民の居住関係の公証、その他住民に関する事務処理を行うため、区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供することを目的として、以下の主な用途に用いられる。</p> <p>住民からの届出による異動や、戸籍関係の届出や通知による異動、又は職権により、住民基本台帳の作成・更新を行う。 住民からの交付請求に応じて、住民票の写しの交付を行う。 機構から住民票コードに対応する個人番号を取得し、住民基本台帳へ記録する。 また、機構へ個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を通知する。 府内の業務・システムと住民異動情報、国民健康保険等の資格情報のデータ連携を行う。 他機関へ情報提供を行う住民票関係情報を統合DBを通じて、中間サーバへ登録する。 最新・過去時点の世帯構成の照会や、世帯構成と個人履歴の検索・照会を行う。</p> <p>(2)本人確認情報ファイル :本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、以下の用途に用いられる。</p> <p>住基ネットを用いて市町村の区域を越えた住民基本台帳に関する事務の処理を行うため、 区域内の住民に係る最新の本人確認情報を管理する。 都道府県に対し、本人確認情報の更新情報を通知する。 申請・届出の際に提示された個人番号カード等を用いた本人確認を行う。 個人番号カードを利用した転入手続を行う。 住民基本台帳に関する事務において、本人確認情報を検索する。 都道府県知事保存本人確認情報及び機構保存本人確認情報との整合性を確認する。</p> <p>(3)送付先情報ファイル :市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている(番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条)。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機関が処理する事務)に基づいて機関が行うこととされていることから、機関に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。</p>
実現が期待されるメリット	<p>住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録その他の住民に関する事務の処理の基礎とともに住民の住所に関する届出等の簡素化を図り、あわせて住民に関する記録の適正な管理を図ることができる。</p> <p>住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまでに窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類(住民票の写し等)の省略が図られ、もって国民/住民の負担軽減(各機関を訪問し、証明書等を入手する金銭的、時間的コストの節約)につながることが見込まれる。</p> <p>また、個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、行政事務の効率化に資することが期待される。</p>

5. 個人番号の利用

法令上の根拠	1. 番号法 · 第7条(指定及び通知) · 第16条(本人確認の措置) · 第17条(個人番号カードの交付等)
	2. 住基法 · 第5条(住民基本台帳の備付け) · 第6条(住民基本台帳の作成) · 第7条(住民票の記載事項) · 第8条(住民票の記載等) · 第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) · 第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例) · 第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) · 第22条(転入届) · 第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) · 第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) · 第30条の10 (通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) · 第30条の12 (通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

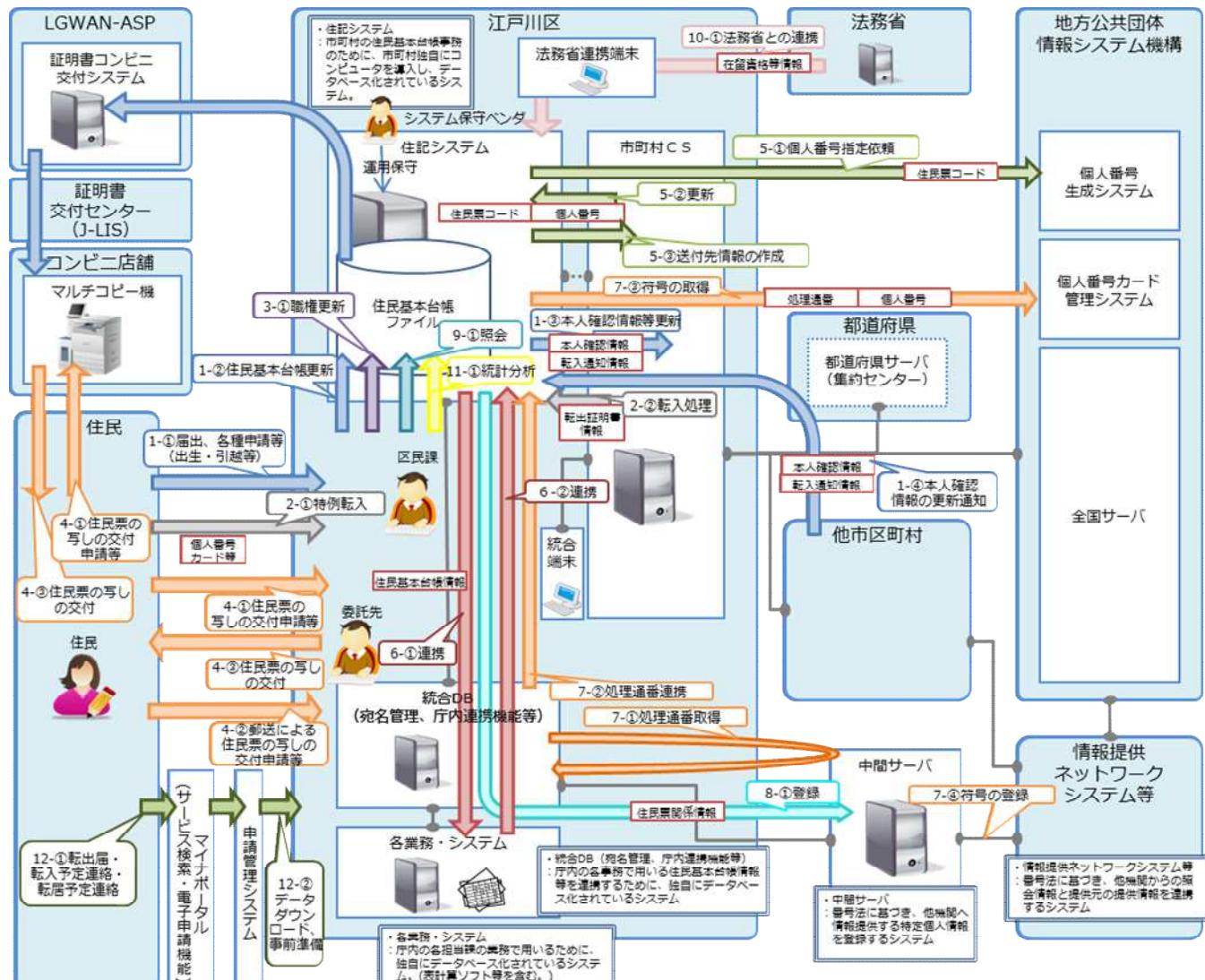
実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠		<p>· 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)</p>

7 . 評価実施機関における担当部署

部署	江戸川区 生活振興部 マイナンバー推進課
所属長の役職名	マイナンバー推進課長
8 . 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

「(1)住民基本台帳ファイル」を取り扱う事務の内容(住民記録系システムを中心とした事務の流れ)



(備考)

1. 住民からの異動届等における住民基本台帳の更新

1- . 住民からの異動届(出生、転入、転出、転居、世帯変更等)、申請(住民票コードの変更、通称名変更、個人番号変更等)を受け付ける。

1- . 庁内の住民基本台帳(住記システム)を更新する。

1- . 庁内の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。

出生、海外からの転入等により、個人番号が付番されていない住民については、1- と1- の間に「5. 住民票コードに対する個人番号の指定」を実施する。

1- . 他自治体にて更新された住民情報を、他自治体の市町村CS、都道府県サーバ経由で、市町村CSに通知を受け、庁内の住民基本台帳(住記システム)を更新する。

2. 個人番号カードによる転入届(特例転入)

2- . 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認を行う。

2- . 住記システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。

3. 職権による住民基本台帳の修正 3- . 住記システムより、世帯・個人に関する各項目の修正を行う。

個人に関する情報、世帯に関する情報の職権修正以外に、入力内容に対する訂正、誤入力した内容の抹消などを行う。

以降は、1- の本人確認情報の更新処理を実施。

4. 住民票の写し等の発行

4- . 住民より、住民票の写しの交付申請を受け付け、当該区の住民の場合、住記システム又は証明書コンビニ交付システムより、住民票の写しの作成を行う。

当該区の住民でない場合は、(別添1)事務の内容「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容の2- , 处理を実施後、住記システムにて住民票の写しの作成・交付を行う。

4- . 住民より、住民票の写しの交付申請を郵送で受け付け、当該区の住民の場合、住記システムより、住民票の写しの作成を行う。

4- . 住民票の写し交付を行う。

5. 住民票コードに対する個人番号の指定

5- . 機構に対し、個人番号を指定する住民票コードを通知する。

5- . 住記システムにて、住民票コードと個人番号を紐付け、住民基本台帳の更新を行う。

5- . 個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を作成する。個人番号の変更の場合は1- の処理の後から、5- の処理を開始する。

6. 庁内の他の業務・システムへ異動データの連携

6- . 住民からの異動届等による住民基本台帳の更新を受けて、庁内の業務で必要となる住民基本台帳情報を統合DBを通じて連携する。

6- . 他業務システムより、住民基本台帳に記載する国保資格情報等を統合DB経由で取得する。

統合DBを介さない連携も存在する。

7. 符号取得時における機構への住民票コードの通知

7- . 統合DBから中間サーバーに対し個人番号を連携し、処理通番を取得する。

7- . 取得した処理通番を住記システムへ連携する。

7- . 統合DBから通知された処理通番と個人番号を受領し、市町村CSを通じて、機構へ通知する。

7- . 機構にて個人番号を住民票コードへ変換し、情報提供ネットワークシステムにて住民票コードから生成した符号を、中間サーバーへ登録する。

8. 中間サーバーへ特定個人情報の登録

8- . 他団体からの情報照会時に特定個人情報を提供するために、統合DBを通じて、中間サーバーへ住民票関係情報(団体内統合宛名番号を含む)、情報提供等の記録等を登録する。

9. 住民基本台帳情報の検索・照会

9- . 住記システムにて、最新・過去時点の世帯構成の照会や、世帯構成と個人履歴の一画面での照会など、様々な用途に応じて住民の情報の照会を行う。

10. 法務省との連携

10- . 法務省から外国人の在留資格等の情報を法務省連携端末経由で取得する。

11. 統計資料等の作成

11- . 住記システムより、都道府県への報告や、自治体公開情報で必要となる統計基礎資料、集計表・統計表などを作成する。また、住民公開用や内部資料など、各種一覧表を作成する。

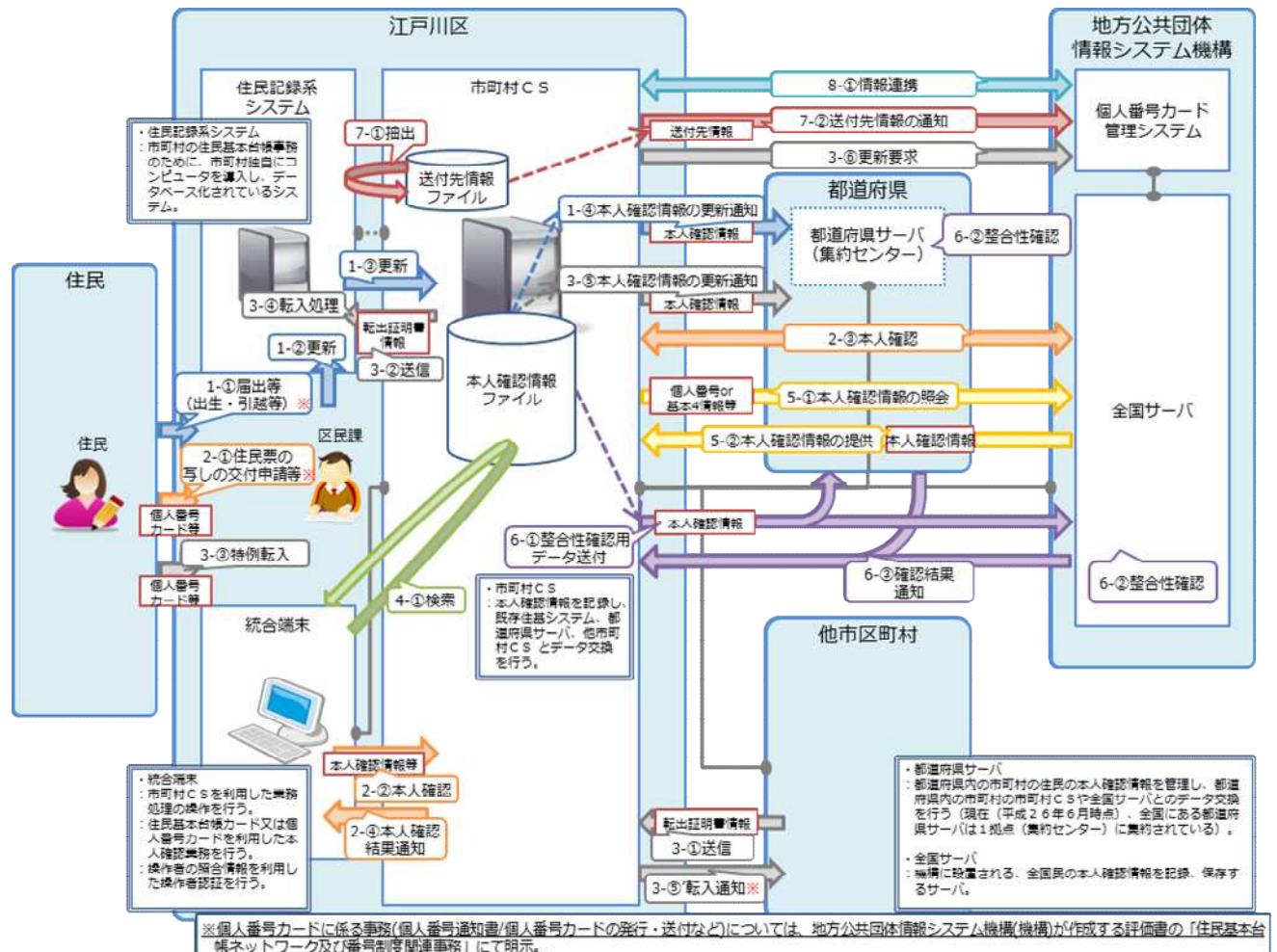
12. 引越しワンストップサービスによる届出等

12- . 住民からマイナポータルで届出等(転出届、転入予定連絡、転居予定連絡)を受け付ける。

12- . 申請管理システムから申請データをダウンロードし、転出届は1- , , の処理を実施、転入予定連絡、転居予定連絡は事前準備を実施。

(別添1) 事務の内容

「(2)本人確認情報ファイル」及び「(3)送付先情報ファイル」を取り扱う事務の内容(市町村CSを中心とした事務の流れ)



(注) 図中に※が付されている箇所は、特定個人情報を含まない事務の流れを示す。

(備考)

1. 本人確認情報の更新に関する事務

- 1- 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける(特定個人情報を含まない)。
- 1- 市町村の住民基本台帳(住記システム)を更新する。
- 1- 市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 1- 市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2. 本人確認に関する事務

- 2- 住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(特定個人情報を含まない)。
- 2- 統合端末において、住民から提示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 2- 全国サーバより、市町村CSを通じて、本人確認結果を受領する。

3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 3- 市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。
- 3- 住記システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信する。
- 3- 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認(「2. 本人確認」を参照)を行う。
転出証明書情報に記載の転出の予定年月日から30日後までに転入手続が行われない場合には、当該転出証明書情報を消去する。
- 3- の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い(特定個人情報を含まない)、その後、3- を行う。
- 3- 住記システムにおいて、転入処理を行う。
- 3- 市町村CSより、住記システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
- 3- 転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

4. 本人確認情報検索に関する事務

- 4- 住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。
検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。 A63

5. 機構への情報照会に係る事務

- 5- 機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 5- 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

6. 本人確認情報整合に係る事務

- 6- 市町村CSより、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6- 都道府県サーバ及び住基全国サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 6- 都道府県サーバ及び全国サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

7. 送付先情報通知に関する事務

- 7- 住記システムより、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
- 7- 個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

8. 個人番号カード管理システムとの情報連携

- 8- 個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名			
(1) 住民基本台帳ファイル			
2. 基本情報			
ファイルの種類	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民をいう。以下同じ。) 住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除(死亡による消除を除く。)された者(以下「消除者」という。)を含む		
その必要性	住民に関する記録を正確かつ統一的に行い、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理を行うためには、区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。		
記録される項目	[100項目以上]	<選択肢> 1) 10項目未満 3) 50項目以上100項目未満	2) 10項目以上50項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	·識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ·連絡先等情報 [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ·業務関係情報 [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 (中長期在留者情報、特別永住者情報、一時庇護許可者情報、出生による) 経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者情報		
その妥当性	·識別情報のうち、個人番号対応符号及びその他識別情報(内部番号)は、中間サーバーへ登録を行うために必要とされる。 ·個人番号、4情報、その他の情報については、住民基本台帳法により、住民票に記載すべき事項とされているため。		
全ての記録項目	別添2を参照。		
保有開始日	平成27年5月		
事務担当部署	江戸川区 生活振興部 区民課・各事務所		

3. 特定個人情報の入手・使用

入手元	[] 本人又は本人の代理人 [] 評価実施機関内の他部署 (医療保険課、介護保険課等) [] 行政機関・独立行政法人等 (法務省) [] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) [] 民間事業者 () [] その他 (地方公共団体情報システム機構)												
入手方法	[] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)												
入手の時期・頻度	・住民からの届出等を受け、住民基本台帳の記載事項について、変更又は新規作成が発生した都度入手する。 ・他自治体にて更新された住民情報を住基ネット経由で、日次の頻度で取得する。 ・他部署である業務主管課にて更新された各種資格情報については、庁内連携システムにより日次等の頻度で取得する。 ・法務省にて更新された外国人住民情報を法務省連携により日次の頻度で取得する。												
入手に係る妥当性	住民からの申請等を受け、住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際に、法令に基づき住民に関する記録を正確に行う必要がある。												
本人への明示	・住民基本台帳(住民票)へ個人番号、4情報、その他住民関係情報を記載することは、住民基本台帳法第七条(住民票の記載事項)に明示されている。 ・住基ネットを介して他自治体にて更新された住民情報を取得することは、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)にて明示されている。 ・法務省連携を介して法務省にて更新された外国人住民情報を取得することは住基法第30条の50(外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための出入国在留管理庁長官からの通知)にて明示されている。												
使用目的	住民基本台帳の更新、住民の居住関係の公証、その他住民に関する事務の実施												
変更の妥当性													
使用の主体	<table border="1"> <tr> <td>使用部署</td> <td colspan="5">江戸川区 生活振興部 区民課・各事務所</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td colspan="5"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </td> </tr> </table>	使用部署	江戸川区 生活振興部 区民課・各事務所					使用者数	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上				
使用部署	江戸川区 生活振興部 区民課・各事務所												
使用者数	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上												

使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。 ・住民からの転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出等を受け、住民票の記載、消除又は記載の修正を行う。 ・住民票の記載事項に変更があった際に都道府県知事に対して通知を行う。 ・転入届に基づき住民票の記載をした際に転出元市町村に対して通知を行う。 ・本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付を行う。 ・出生届、海外からの転入(個人番号未指定の場合)等における個人番号未指定者に対して、機構へ住民票コードを通知し、個人番号を取得する。 ・住民基本台帳情報の庁内連携や、他自治体等からの情報照会時に住民票関係情報の提供を行う。
情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの転入届等を受けて、転出先の市長村から転出証明書情報を受領し、転入届情報と突合を行い、転入情報の確認を行う。 ・住民からの転入届等を受けて、後期高齢者医療の被保険者の資格情報、介護保険の被保険者資格情報、児童手当の支給を受けている者の受給資格情報、国民健康保険の被保険者の資格情報を突合して、住民基本台帳へ記載する。 ・機構から受領した住民票コードと個人番号を住民基本台帳の住民票コードと突合し、個人番号を記載する。
情報の統計分析 権利利益に影響を与える決定	<p>人口統計等の統計分析を行っているが、個人番号を使用した統計や特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。</p> <p>住基法第8条:住民票の職権記載、消除又は記載の訂正 住基法第11条の2第1項:個人又は法人の申出による住民基本台帳の一部の写しの閲覧請求の拒否 住基法第12条第6項:本人等の請求による住民票の写し等の交付請求の拒否 住基法第12条の3第1項:本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付の拒否等</p>
使用開始日	平成27年6月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無	[<input type="checkbox"/> 委託する]	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件
委託事項1	住民票の写しの交付の郵送請求事務	
委託内容	申請受付、郵送業務	
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p><選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>	
対象となる本人の数	<p>[10万人以上100万人未満]</p> <p><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>	
対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者を含む。	
その妥当性	住民からの郵送による住民票の写し等の交付申請を処理する必要がある。	
委託先における取扱者数	<p>[10人以上50人未満]</p> <p><選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>	
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 (住民記録系システム)</p>	
委託先名の確認方法	江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している。	
委託先名	ヒューマンリソシア株式会社	
再委託	再委託の有無	[<input type="checkbox"/> 再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	

委託事項2～5	
委託事項2	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務
委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲	区域内の住民　　消除者を含む。
その妥当性	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴うシステム改修作業を行った場合、本番稼動前に正しく動作することを確認する必要がある。
委託先における取扱者数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10人以上50人未満]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (住民記録系システム)</p>
委託先名の確認方法	江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している。
委託先名	株式会社 日立システムズ
再委託の有無	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[再委託する]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
再委託	<p>以下の事項について、委託先から、下記を記載した書面の提出を受け、許諾を判断している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の再委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 等
再委託事項	システムの運用・保守業務の一部

委託事項3		中間サーバーへの特定個人情報登録等に係る事務		
委託内容		中間サーバーへの特定個人情報の登録、維持、管理、中間サーバーとの接続環境整備等		
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[特定個人情報ファイルの全体] 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>		
対象となる本人の数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>		
対象となる本人の範囲		区域内の住民 消除者を含む。		
その妥当性		番号法第19条7号 第19条第8号に基づく主務省令第2条の表で規定される事務の実施に当たって、特定個人情報の登録等が必要であるため。		
委託先における取扱者数		<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>		
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (統合DB)</p>		
委託先名の確認方法		江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している。		
委託先名		株式会社 日立システムズ		
再委託	再委託の有無	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[再委託する] 1) 再委託する 2) 再委託しない</p>		
	再委託の許諾方法	<p>以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制等 		
再委託事項		事案に応じて、適宜調整。		

委託事項4		証明書コンビニ交付システムのサービス利用
委託内容		証明書コンビニ交付システムの運用・保守業務
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの一部]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者を含む。	
その妥当性	システムの運用作業を実施するために特定個人情報ファイルの一部を委託の対象にする必要がある。また、当区の証明書コンビニ交付システムはLGWAN-ASPによるクラウドサービスとして導入することで、災害時等における業務の継続性、コスト低減及び効率的なシステム保守・運用を行うことが可能となる。	
委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (LGWANによる暗号化)</p>	
委託先名の確認方法	江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している。	
委託先名	株式会社TKC	
再委託	再委託の有無	[再委託しない]
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	
委託事項6~10		
委託事項11~15		
委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/>] 提供を行っている (76) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている (30) 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1の項
提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先2~5	
提供先2	全国健康保険協会
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項
提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上 [<input type="checkbox"/>] 1万人以上10万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1000万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満 [<input type="checkbox"/>] 1,000万人以上 [<input type="checkbox"/>] 100万人以上1,000万人未満</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先3	健康保険組合
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3の項
提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先4	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の5の項
提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先5	全国健康保険協会
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の7の項
提供先における用途	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先6~10	
提供先6	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11の項
提供先における用途	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先7	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13の項
提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先8	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の15の項
提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先9	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の20の項
提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先10	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の20の項
提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先11～15	
提供先11	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の28の項
提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先12	
提供先12	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の37の項
提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サ - ピス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先13	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の37の項
提供先における用途	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先14	都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の39の項
提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先15	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項
提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: left;">[10万人以上100万人未満]</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先16~20	
提供先16	
法令上の根拠	
提供先における用途	
提供する情報	
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: left;">[]</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	
提供方法	<p>[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p>[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p>[<input type="checkbox"/>] その他 ()</p>
時期・頻度	

提供先17	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項
提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先18	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項
提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先19	日本私立学校振興・共済事業団
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の57の項
提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先20	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の58の項
提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

移転先1	健康サービス課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の9の項
移転先における用途	児童福祉法による療育の給付に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携
移転先2~5	
移転先2	障害者福祉課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の9の項
移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携

移転先3	保育課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の9の項
移転先における用途	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携
移転先4	保健予防課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の14の項
移転先における用途	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携

移転先5	障害者福祉課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の20の項
移転先における用途	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による身体障害者手帳の交付に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上 </p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携
移転先6~10	
移転先6	障害者福祉課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の21の項
移転先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上 </p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携

移転先7	
法令上の根拠	
移転先における用途	
移転する情報	
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[] 1万人未満 [] 1万人以上10万人未満 [] 10万人以上100万人未満 [] 100万人以上1,000万人未満 [] 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	
移転先8	課税課、納税課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の24の項
移転先における用途	住民税、森林環境税の課税・収滞納に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[] 10万人以上100万人未満 [] 1万人未満 [] 1万人以上10万人未満 [] 10万人以上100万人未満 [] 100万人以上1,000万人未満 [] 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携

移転先9	課税課、納稅課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の24の項
移転先における用途	軽自動車税の課税・収滞納に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携
移転先10	医療保険課、区民課、各事務所
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の44の項
移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携

移転先11～15	
移転先11	障害者福祉課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の51の項
移転先における用途	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携
移転先12	児童家庭課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の56の項
移転先における用途	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携

移転先13	介護保険課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の61の項
移転先における用途	老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携
移転先14	児童家庭課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の63の項
移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による資金の貸付けに関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携

移転先15	障害者福祉課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の66の項
移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携
移転先16~20	
移転先16	障害者福祉課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の67の項
移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携

移転先17	健康サービス課、各事務所
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の70の項
移転先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携
移転先18	児童家庭課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の81の項
移転先における用途	児童手当法による児童手当の支給に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携

移転先19	介護保険課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の100の項
移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携
移転先20	介護保険課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の105の項
移転先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)による入院の勧告若しくは措置、費用の負担又は療養費の支給に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所	<江戸川区における措置> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管 ・サーバへのアクセスは、全序的に管理しているID、パスワードによる認証が必要 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、施錠ができる倉庫に保管している。													
	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサー バ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップ もデータベース上に保存される。													
	<ガバメントクラウドにおける措置> ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド 事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であ り、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バック アップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保 存される。													
保管期間	期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td> <td style="width: 33%;">2) 1年</td> <td style="width: 33%;">3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
その妥当性	<p>・住民基本台帳法施行令第34条(昭和42年9月11日政令第292号。以下「住基法施行令」という。)では、 消除された日から150年間保存するものと定められている。</p> <p>・届出書等は江戸川区行政文書管理規則(平成18年3月31日江戸川区規則第56号)第49条3項に基づ き3年間保存している。</p>													
消去方法	<p><江戸川区における措置></p> <p>・150年経過後のデータに対するアクセスを制限している。</p> <p>・届出書等は保存期間満了後に溶解処分している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プ ラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者にお いて、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データ は国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去 することはない。</p> <p>・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータ の復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実 にデータを消去する。</p> <p>既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウ ドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利 用しなくなつた環境の破棄等を実施する。</p>													

7. 備考

添付資料(ファイルの概要(1) 提供先21以降)

提供先21	共済組合等
法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の58の項
提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先22	文部科学大臣
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の59の項
提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先23	都道府県教育委員会
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の59の項
提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先24	都道府県教育委員会
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の63の項
提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先25	市町村教育委員会
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の63の項
提供先における用途	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先26	国家公務員共済組合
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の65の項
提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先27	国家公務員共済組合連合会
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の66の項
提供先における用途	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先28	市町村長
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項
提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先29	国民健康保険組合
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の69の項
提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先30	厚生労働大臣
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の73の項
提供先における用途	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先31	市町村長
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の75の項
提供先における用途	知的障害者福祉法による障害福祉サ - ビス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先32	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の76の項
提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先33	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である市町村長
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の76の項
提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先34	都道府県知事等
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の81の項
提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先35	地方公務員共済組合
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の83の項
提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先36	地方公務員共済組合
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の84の項
提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先37	全国市町村職員共済組合連合会
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の84の項
提供先における用途	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先38	市町村長
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の86の項
提供先における用途	老人福祉法による福祉の措置に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先39	市町村長
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の87の項
提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先40	厚生労働大臣
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の91の項
提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先41	都道府県知事
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の91の項
提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先42	都道府県知事等
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の92の項
提供先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先43	市町村長
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の96の項
提供先における用途	母子保健法による費用の徴収に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先44	市町村長
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の106の項
提供先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先45	厚生労働大臣
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の110の項
提供先における用途	雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休業給付又は介護休業給付金の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先46	後期高齢者医療広域連合
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の115の項
提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先47	厚生労働大臣
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の118の項
提供先における用途	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先48	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の124の項
提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先49	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う市町村長
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の124の項
提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先50	都道府県知事
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の127の項
提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先51	広島市長
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の127の項
提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先52	長崎市長
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の127の項
提供先における用途	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先53	厚生労働大臣
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の129の項
提供先における用途	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先54	平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の130の項
提供先における用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先55	平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の130の項
提供先における用途	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先56	市町村長
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の132の項
提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先57	都道府県知事
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の136の項
提供先における用途	被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先58	厚生労働大臣
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の138の項
提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先59	農林漁業団体職員共済組合
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の138の項
提供先における用途	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先60	独立行政法人農業者年金基金
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の140の項
提供先における用途	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先61	都道府県知事
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項
提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先62	保健所を設置する市(特別区を含む)の長
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項
提供先における用途	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満]</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先63	独立行政法人日本学生支援機構
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の141の項
提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先64	都道府県知事
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144の項
提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙</p> <p style="text-align: center;">[<input type="checkbox"/>] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先65	市町村長
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144の項
提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先66	厚生労働大臣
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の149の項
提供先における用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先67	厚生労働大臣
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の150の項
提供先における用途	厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先68	文部科学大臣
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の151の項
提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先69	都道府県知事
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の151の項
提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先70	都道府県教育委員会
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の151の項
提供先における用途	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p style="text-align: center;">[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先71	厚生労働大臣
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の152の項
提供先における用途	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先72	市町村長
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の155の項
提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先73	厚生労働大臣
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の156の項
提供先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先74	都道府県知事
法令上の根拠	第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項
提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
提供する情報	住民票関係情報(住基法第7条第4号に規定する事項:世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (統合DB)</p>
時期・頻度	照会を受けたら都度

提供先75	市町村長
法令上の根拠	住基法 第24条の2第3項
提供先における用途	転入届を受付後、当区から転出地市町村に対して、転入通知情報を通知する。
提供する情報	転入者の住民基本台帳情報
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</p>
時期・頻度	転入届を受付けたら都度
提供先76	市町村長
法令上の根拠	住基法第24条の2第3項
提供先における用途	転出届を受付後、住民基本台帳法施行令第二十四条の三(転出地市町村長から転入地市町村長への通知事項)の通知事項を転入地市町村へ通知する。
提供する情報	転出者の住民基本台帳情報
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</p>
時期・頻度	転出届を受付けたら都度
提供先77	教育委員会事務局 学務課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の40の項
提供先における用途	学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務
提供する情報	住民基本台帳(住民基本台帳法第七条に規定する事項)
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p>

	[] その他 (庁内ネットワーク)
時期・頻度	照会を受けたら都度

添付資料(ファイルの概要(1) 移転先21以降)

移転先21	生活援護管理課、生活援護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課、健康推進課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の111の項
移転先における用途	健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携
移転先22	障害者福祉課、健康サービス課、保健予防課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の117の項
移転先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携

移転先23	保育課、子育て支援課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の127の項
移転先における用途	子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携
移転先24	障害者福祉課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の131の項 等
移転先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)による特定医療費の支給に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携

移転先25	生活援護管理課、生活援護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の23の項
移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立支援金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	原則週次にて提供
移転先26	地域振興課、各事務所
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の46の項
移転先における用途	国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (庁内ネットワーク)</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携

移転先27	医療保険課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の85の項
移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	原則週次にて提供
移転先28	生活援護管理課、生活援護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の95の項
移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p>[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 ()</p>
時期・頻度	原則週次にて提供

移転先29	[]
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の116の項
移転先における用途	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p style="text-align: center;">[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (庁内ネットワーク)</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携
移転先30	地域振興課
法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の128の項
移転先における用途	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務
移転する情報	住民基本台帳(住基法第7条に規定する事項)
移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">[10万人以上100万人未満] 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者含む
移転方法	<p style="text-align: center;">[] 庁内連携システム [] 専用線</p> <p style="text-align: center;">[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p style="text-align: center;">[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p style="text-align: center;">[] その他 (庁内ネットワーク)</p>
時期・頻度	異動情報を隨時連携

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
ファイルの種類	<input type="checkbox"/> システム用ファイル <div style="float: right; margin-top: -20px;"> <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) </div>
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> [10万人以上100万人未満] <div style="float: right; margin-top: -20px;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
対象となる本人の範囲	区域内の住民 消除者を含む
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
記録される項目	<input type="checkbox"/> [10項目以上50項目未満] <div style="float: right; margin-top: -20px;"> <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 </div>
主な記録項目	·識別情報 <input type="checkbox"/> [] 個人番号 <input type="checkbox"/> [] 個人番号対応符号 <input type="checkbox"/> [] その他識別情報(内部番号) ·連絡先等情報 <input type="checkbox"/> [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) <input type="checkbox"/> [] 連絡先(電話番号等) <input type="checkbox"/> [] その他住民票関係情報 ·業務関係情報 <input type="checkbox"/> [] 国税関係情報 <input type="checkbox"/> [] 地方税関係情報 <input type="checkbox"/> [] 健康・医療関係情報 <input type="checkbox"/> [] 医療保険関係情報 <input type="checkbox"/> [] 児童福祉・子育て関係情報 <input type="checkbox"/> [] 障害者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> [] 生活保護・社会福祉関係情報 <input type="checkbox"/> [] 介護・高齢者福祉関係情報 <input type="checkbox"/> [] 雇用・労働関係情報 <input type="checkbox"/> [] 年金関係情報 <input type="checkbox"/> [] 学校・教育関係情報 <input type="checkbox"/> [] 災害関係情報 <input type="checkbox"/> [] その他 ()
その妥当性	·個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添2を参照。
保有開始日	平成27年6月
事務担当部署	江戸川区生活振興部区民課・各事務所

3. 特定個人情報の入手・使用

入手元	[] 本人又は本人の代理人 [] 評価実施機関内の他部署 () [] 行政機関・独立行政法人等 () [] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [] 民間事業者 () [] その他 (自部署)				
入手方法	[] 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム [] 情報提供ネットワークシステム [] その他 (住記システム)				
入手の時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度入手する。				
入手に係る妥当性	法令に基づき住民に関する記録を正確に行う上で、住民に関する情報に変更があった又は新規作成された際は、住民からの申請等を受け、まず住記システムで情報を管理した上で、全国的なシステムである住基ネットに格納する必要があるため。				
本人への明示	市町村CSが住記システムより本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)及び平成14年6月10日総務省告示第334号(第6 - 7(市町村長から都道府県知事への通知及び記録)に記載されている。				
使用目的	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。				
変更の妥当性					
使用の主体	<table border="1"> <tr> <td>使用部署</td><td>江戸川区生活振興部区民課・各事務所</td></tr> <tr> <td>使用者数</td><td> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p> </td></tr> </table>	使用部署	江戸川区生活振興部区民課・各事務所	使用者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
使用部署	江戸川区生活振興部区民課・各事務所				
使用者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[100人以上500人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>				
使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、住記システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(住記システム・市町村CS)、受領した情報を基に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(市町村CS・都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う(個人番号カード・市町村CS)。 ・住民票コード・個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(市町村CS・都道府県サーバ/全国サーバ)。 				
情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードを基に突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 				
情報の統計分析	個人に着目した分析・統計は行わず、本人確認情報の更新件数の集計等、事務処理実績の確認のための統計のみ行う。				
権利利益に影響を与える決定	該当なし。				
使用開始日	平成27年6月1日				

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無	[<input type="checkbox"/> 委託しない] () 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1		
委託内容		
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲		
その妥当性		
委託先における取扱者数	[<input type="checkbox"/>]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()	
委託先名の確認方法		
委託先名		
再委託	再委託の有無	[<input type="checkbox"/>] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	再委託の許諾方法	
	再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[<input type="checkbox"/>] 提供を行っている (2) 件 [<input type="checkbox"/>] 移転を行っている () 件 [<input type="checkbox"/>] 行っていない
提供先1	都道府県
法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
提供先における用途	・市町村より受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を基に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、隨時。
提供先2~5	
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)
法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
提供する情報の対象となる本人の数	[<input type="checkbox"/>] 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	[<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
時期・頻度	必要に応じて隨時(1年に1回程度)。
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	

移転先1															
法令上の根拠															
移転先における用途															
移転する情報															
移転する情報の対象となる本人の数		<p style="text-align: center;">[] <選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>													
移転する情報の対象となる本人の範囲															
移転方法		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">[] 庁内連携システム</td><td style="width: 50%;">[] 専用線</td></tr> <tr> <td>[] 電子メール</td><td>[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</td></tr> <tr> <td>[] フラッシュメモリ</td><td>[] 紙</td></tr> <tr> <td>[] その他 ()</td><td></td></tr> </table>		[] 庁内連携システム	[] 専用線	[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	[] フラッシュメモリ	[] 紙	[] その他 ()					
[] 庁内連携システム	[] 専用線														
[] 電子メール	[] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)														
[] フラッシュメモリ	[] 紙														
[] その他 ()															
時期・頻度															
移転先2~5															
移転先6~10															
移転先11~15															
移転先16~20															
6 . 特定個人情報の保管・消去															
保管場所		<p style="text-align: center;"><江戸川区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID、パスワードによる認証が必要 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、施錠ができる倉庫に保管している。 													
保管期間	期間	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 33%;">1) 1年未満</td><td style="width: 33%;">2) 1年</td><td style="width: 33%;">3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td></tr> </table>		1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年													
4) 3年	5) 4年	6) 5年													
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上													
10) 定められていない															
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 ・住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。 														
消去方法		本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムにて自動判別し消去する。													
7 . 備考															

特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(3)送付先情報ファイル		
2. 基本情報		
ファイルの種類	[システム用ファイル]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	区域内の住民	
その必要性	<p>番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。</p> <p>機構は個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。</p>	
記録される項目	[50項目以上100項目未満]	<選択肢> 1) 10項目未満 3) 50項目以上100項目未満 2) 10項目以上50項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 <ul style="list-style-type: none"> [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 <ul style="list-style-type: none"> [] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> [] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 	
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ・個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) ・機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。 	
全ての記録項目	別添2を参照。	
保有開始日	平成27年10月	
事務担当部署	江戸川区生活振興部区民課・各事務所	

3. 特定個人情報の入手・使用

入手元	[<input type="checkbox"/>] 本人又は本人の代理人 [<input type="checkbox"/>] 評価実施機関内の他部署 () [<input type="checkbox"/>] 行政機関・独立行政法人等 () [<input type="checkbox"/>] 地方公共団体・地方独立行政法人 () [<input type="checkbox"/>] 民間事業者 () [<input type="checkbox"/>] その他 (自部署)													
入手方法	[<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] その他 (住記システム)													
入手の時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。													
入手に係る妥当性	送付先情報の提供手段として住基ネットを用いるため、市町村CSにデータを格納する必要がある。また、提供手段として電子記録媒体を用いる場合には、暗号化の機能を備える市町村CSにおいて電子記録媒体を暗号化した後に提供する必要がある。													
本人への明示	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)													
使用目的	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。													
変更の妥当性														
使用の主体	<table border="1"> <tr> <td>使用部署</td> <td>江戸川区生活振興部区民課・各事務所</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td> <p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 100人以上500人未満</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	使用部署	江戸川区生活振興部区民課・各事務所	使用者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 100人以上500人未満</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 100人以上500人未満	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
使用部署	江戸川区生活振興部区民課・各事務所													
使用者数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <table border="0"> <tr> <td>[<input type="checkbox"/>] 100人以上500人未満</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[<input type="checkbox"/>] 100人以上500人未満	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上				
[<input type="checkbox"/>] 100人以上500人未満	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満												
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満												
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上												
使用方法	・住記システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(住記システム 市町村CS又は電子記録媒体個人番号カード管理システム(機構))。													
情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認する)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。													
情報の統計分析	送付先情報ファイルに記録される個人情報を用いた統計分析は行わない。													
権利利益に影響を与える得る決定	該当なし。													
使用開始日	平成27年10月5日													

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無	[委託する] (1) 件	<選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない
委託事項1	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
委託内容	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
対象となる本人の範囲	区域内の住民	
その妥当性	システムの運用・保守業務、法制度改正に伴うシステム改修作業を行った場合、本番稼動前に正しく動作することを確認する必要がある。	
委託先における取扱者数	[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
委託先名の確認方法	江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している。	
委託先名	株式会社日立システムズ	
再委託の有無	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から、下記を記載した書面の提出を受け、許諾を判断している。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の再委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制 等	
再委託事項	システムの運用・保守業務の一部	
委託事項2~5		
委託事項6~10		
委託事項11~15		
委託事項16~20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている (1) 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
法令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)
提供先における用途	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
提供する情報	「2. 記録される項目」と同上。
提供する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p> <p>[10万人以上100万人未満]</p>
提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. 対象となる本人の範囲」と同上。
提供方法	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線</p> <p>[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[] フラッシュメモリ [] 紙</p> <p>[] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)</p>
時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。
提供先2~5	
提供先6~10	
提供先11~15	
提供先16~20	

移転先1		
法令上の根拠		
移転先における用途		
移転する情報		
移転する情報の対象となる本人の数		<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[] 1万人未満 [] 1万人以上10万人未満 [] 10万人以上100万人未満 [] 100万人以上1,000万人未満 [] 1,000万人以上</p>
移転する情報の対象となる本人の範囲		
移転方法		<p>[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()</p>
時期・頻度		
移転先2~5		
移転先6~10		
移転先11~15		
移転先16~20		
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所		<p><江戸川区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管 ・サーバへのアクセスは、全庁的に管理しているID、パスワードによる認証が必要 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、施錠ができる倉庫に保管している。
保管期間	期間	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[] 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p>
	その妥当性	送付先情報は機構への提供のみに用いられ、また、送付後の変更は行わないことから、セキュリティ上、速やかに削除することが望ましいため。
消去方法		保存期間が到来した送付先情報は、機構より指定された方法により、システム上、一括して消去する仕組みとする。
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

1.自治体コード、2.個人履歴番号、3.個人番号、4.個人履歴枝番、5.初期登録業務日時、6.更新業務日時、7.更新システム日時、8.更新セキュリティ名、9.更新ID-サ-1D、10.有効フラグ、11.決裁状態、12.旧自治体コード、13.消除コード、14.住民区分、15.改製番号、16.世帯番号、17.任意世帯番号、18.番号法個人番号、19.住民票コード、20.旧世帯番号、21.旧世帯主氏名漢字、22.旧世帯主氏名漢字2、23.旧世帯主通称氏名漢字、24.旧世帯主併記氏名漢字、25.世帯主氏名カナ、26.世帯主氏名漢字、27.世帯主氏名カナ2、28.世帯主氏名漢字2、29.世帯主通称氏名カナ、30.世帯主通称氏名漢字、31.世帯主併記氏名カナ、32.世帯主併記氏名漢字、33.転入未届コード、34.再転入コード、35.続柄変更フラグ、36.姓カナ、37.名カナ、38.氏名区分、39.氏名カナ、40.氏名漢字、41.氏名カナ2、42.氏名漢字2、43.氏名カナ確認フラグ、44.氏名未設定フラグ、45.通称氏名カナ、46.通称氏名漢字、47.通称カナ確認フラグ、48.併記氏名カナ、49.併記氏名漢字、50.併記氏名カナ確認フラグ、51.宛名氏名カナ、52.宛名氏名漢字、53.氏名優先区分、54.旧通称氏名カナ、55.旧通称氏名漢字、56.旧併記氏名カナ、57.旧併記氏名漢字、58.旧姓カナ、59.旧名カナ、60.旧氏名カナ、61.旧氏名漢字、62.旧氏名カナ2、63.旧氏名漢字2、64.標準公証旧氏カナ、65.標準公証旧氏漢字、66.旧氏カナ確認フラグ、67.旧氏申請コード、68.現住所コード、69.現住所郵便番号、70.現住所、71.現住所地番、72.現住所方書コード、73.現住所方書漢字、74.現住所前漢字地番数値、75.現住所地番数値1、76.現住所地番数値2、77.現住所地番数値3、78.現住所後漢字地番数値、79.居住地補正コード、80.性別コード、81.生年月日、82.元号フラグ、83.生年月日不詳フラグ、84.生年月日不詳コード、85.生年月日不詳文字、86.続柄コード、87.続柄名称漢字、88.記載順位、89.警告フラグ、90.筆頭者氏名漢字、91.本籍住所コード、92.本籍郵便番号、93.本籍住所、94.本籍地番、95.本籍前漢字地番数値、96.本籍地番数値1、97.本籍地番数値2、98.本籍地番数値3、99.本籍後漢字地番数値、100.前住所世帯主氏名漢字、101.前住所世帯主氏名漢字2、102.前住所コード、103.前住所郵便番号、104.前住所、105.前住所地番、106.前住所方書コード、107.前住所方書漢字、108.前住所前漢字地番数値、109.前住所地番数値1、110.前住所地番数値2、111.前住所地番数値3、112.前住所後漢字地番数値、113.住所変更前世帯主漢字、114.住所変更前世帯主漢字2、115.住所変更前世帯主通称氏名漢字、116.住所変更前世帯主併記氏名漢字、117.住所変更前住所コード、118.住所変更前郵便番号、119.住所変更前住所、120.住所変更前地番、121.住所変更前方書コード、122.住所変更前方書漢字、123.住所変更前前漢字地番数値、124.住所変更前地番数値1、125.住所変更前地番数値2、126.住所変更前地番数値3、127.住所変更前後漢字地番数値、128.転入前住所世帯主漢字、129.転入前住所世帯主漢字2、130.転入前住所コード、131.転入前住所郵便番号、132.転入前住所、133.転入前住所地番、134.転入前住所方書コード、135.転入前住所方書漢字、136.転入前住所前漢字地番数値、137.転入前住所地番数値1、138.転入前住所地番数値2、139.転入前住所地番数値3、140.転入前住所後漢字地番数値、141.転出予定先世帯主漢字、142.転出予定先世帯主漢字2、143.転出予定先住所コード、144.転出予定先郵便番号、145.転出予定先住所、146.転出予定先地番、147.転出予定先方書コード、148.転出予定先方書漢字、149.転出予定先前漢字地番数値、150.転出予定先地番数値1、151.転出予定先地番数値2、152.転出予定先地番数値3、153.転出予定先後漢字地番数値、154.実定地世帯主氏名漢字、155.実定地世帯主氏名漢字2、156.実定地住所コード、157.実定地郵便番号、158.実定地住所、159.実定地地番、160.実定地方書コード、161.実定地方書漢字、162.実定地前漢字地番数値、163.実定地地番数値1、164.実定地地番数値2、165.実定地地番数値3、166.実定地後漢字地番数値、167.住記異動事由コード、168.届出区分、169.届出表記、170.異動届出日、171.異動日、172.住民事由コード、173.住民届出日、174.住民日、175.住民日不詳フラグ、176.住民日不詳文字、177.外国人住民届出日、178.外国人住民日、179.外国人住民日不詳フラグ、180.外国人住民日不詳文字、181.住記住定事由コード、182.住定届出日、183.住定日、184.住定日不詳フラグ、185.住定日不詳文字、186.消除事由コード、187.消除届出日、188.消除日、189.消除日不詳フラグ、190.消除日不詳コード、191.消除日不詳文字、192.転出予定届出日、193.転出予定日、194.通知日、195.実定日、196.在留カード等番号区分、198.国籍コード、199.国籍名、200.第30条45規定区分、201.第30条45規定区分名称、202.在留資格コード、203.在留資格名称、204.在留期間コード年、205.在留期間コード月、206.在留期間コード日、207.在留期間終日、208.世帯変更事由コード、209.世帯変更異動日、210.世帯変更届出日、211.改製年月日、212.行政区コード、213.自治会コード、214.町内会コード、215.小学校区コード、216.中学校区コード、217.投票区コード、218.住所変更前行政区コード、219.住所変更前自治会コード、220.住所変更前町内会コード、221.住所変更前小学校区コード、222.住所変更前中学校区コード、223.住所変更前投票区コード、224.警告コード、225.移行フラグ、226.登録区分、227.処理番号、228.管轄支所コード、229.政令市コード、230.旧番号法個人番号、231.旧住民票コード、232.交付識別コード、233.選挙人名簿登録有無フラグ、234.国保資格有無フラグ、235.国保資格区分、236.国保資格取得年月日、237.国保資格喪失年月日、238.国保適用開始年月日、239.国保適用終了年月日、240.国保退職区分コード、241.国保退職該当異動日、242.国保退職非該当異動日、243.国民年金記号番号、244.国民年金種別、245.年金種別変更年月日、246.年金取得年月日、247.年金喪失年月日、248.子ども手当の有無フラグ、249.児童認定資格区分、250.児童受給開始年月、251.児童受給終了年月、252.介護保険の有無フラグ、253.介護被保資格取得日、254.介護被保資格喪失日、255.後期高齢の有無フラグ、256.後期高齢被保険者番号、257.後期高齢資格取得年月日、258.後期高齢資格喪失年月日、259.現住所方書非表示フラグ、260.前住所方書非表示フラグ、261.転入前方書非表示フラグ、262.転出予方書非表示フラグ、263.実定地方書非表示フラグ、264.特定施設コード、265.住所変更前特定施設コード、266.軽微な修正フラグ、267.予備1_2、268.予備2_2、269.住基カ-ト返却有無区分、270.増異動日、271.増異動事由コード、272.増異動事由表記、273.増届出日、274.住基カ-ト所持有無区分、275.国籍喪失日、276.住基法附則5条、277.個人番号カ-ト所持有無区分、278.年金資格有無区分、279.改製消除日、280.特別な事由区分、281.履歴選択不可フラグ、282.処理日付、283.入力場所コード、284.入力場所、285.異動項目名区分、286.異動項目連番、287.個人履歴孫番、288.強制修正フラグ、289.異動日等内容、290.異動前内容、291.異動後内容、292.留意事項内容、293.異動項目強制追加フラグ、294.履歴番号、295.C類型区分、296.区分内連番、297.記載内容

(2) 本人確認情報ファイル

1.住民票コード、2.漢字氏名、3.外字数(氏名)、4.ふりがな氏名、5.清音化かな氏名、6.生年月日、7.性別、8.市町村コード、9.大字・字コード、10.郵便番号、11.住所、12.外字数(住所)、13.個人番号、14.住民となった日、15.住所を定めた日、16.届出の年月日、17.市町村コード(転入前)、18.転入前住所、19.外字数(転入前住所)、20.続柄、21.異動事由、22.異動年月日、23.異動事由詳細、24.旧住民票コード、25.住民票コード使用年月日、26.依頼管理番号、27.操作者ID、28.操作端末ID、29.更新順番号、30.異常時更新順番号、31.更新禁止フラグ、32.予定者フラグ、33.排他フラグ、34.外字フラグ、35.レコード状況フラグ、36.タイムスタンプ

(3) 送付先情報ファイル

1.送付先管理番号、2.送付先郵便番号、3.送付先住所 漢字項目長、4.送付先住所 漢字、5.送付先住所 漢字外字数、6.送付先氏名 漢字項目長、7.送付先氏名 漢字、8.送付先氏名 漢字 外字数、9.市町村コード、10.市町村名 項目長、11.市町村名、12.市町村郵便番号、13.市町村住所 項目長、14.市町村住所、15.市町村住所 外字数、16.市町村電話番号、17.交付場所名 項目長、18.交付場所名、19.交付場所名 外字数、20.交付場所郵便番号、21.交付場所住所 項目長、22.交付場所住所、23.交付場所住所 外字数、24.交付場所電話番号、25.カード送付場所名 項目長、26.カード送付場所名、27.カード送付場所名 外字数、28.カード送付場所郵便番号、29.カード送付場所住所 項目長、30.カード送付場所住所、31.カード送付場所住所 外字数、32.カード送付場所電話番号、33.対象となる人数、34.処理年月日、35.操作者ID、36.操作端末ID、37.印刷区

分、38.住民票コード、39.氏名 漢字項目長、40.氏名 漢字、41.氏名 漢字 外字数、42.氏名 かな項目長、43.氏名 かな、44.郵便番号、45.住所 項目長、46.住所、47.住所 外字数、48.生年月日、49.性別、50.個人番号、51.第30条の45に規定する区分、52.在留期間の満了の日、53.代替文字変換結果、54.代替文字氏名 項目長、55.代替文字氏名、56.代替文字住所 項目長、57.代替文字住所、58.代替文字氏名位置情報、59.代替文字住所位置情報、60.外字フラグ、61.外字パターン

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

(7. リスク1 を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの届出・申請等の情報の入手に当たっては、江戸川区住民基本台帳事務、印鑑登録事務及び戸籍事務における本人確認等に関する事務取扱要綱(以下、「本人確認要綱」とする。)に従い、窓口において届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・市町村CSからの本人確認情報等の入手に当たっては、住記システム、住民基本台帳ネットワークシステムのシステム連携仕様に基づくため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・府内からの国民健康保険資格情報等の入手に当たっては、統合DB等府内システムにて、対象者を限定して連携する仕様となっているため、対象者以外の情報を入手されないようシステム上で担保している。 ・法務省からの在留資格等の入手にあたっては、法務省連携の仕様に基づくため、対象者以外の情報を入手することはない。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの届出・申請等の情報の入手に当たっては、必要な情報のみを記載する様式としており、また、記載要領を提示し、必要な情報以外は記載しないようにしている。 ・市町村CSからの本人確認情報等の入手に当たっては、定められたインターフェースに基づいて連携されるため、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保している。 ・府内からの国民健康保険資格情報等の入手に当たっては、統合DB等府内システムにて連携項目など定められたインターフェースに基づいて連携するため、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保している。 ・法務省からの在留資格等の入手にあたっては、定められたインターフェースに基づいて連携されるため、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保している。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの届出・申請情報の入手にあたっては、あらかじめ定められた窓口(職員による受付等)に限定した入手方法とすることで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・市町村CSからの本人確認情報等の入手に当たっては、入退室管理をしている管理区域内のサーバとの通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。 ・府内からの国民健康保険資格情報等の入手に当たっては、統合DBにて、接続可能なシステムを予め登録し、許可された業務・システムに限定した入手方法とすることで、対象外の業務、システムからの入手が行われないようにしている。 ・法務省からの在留資格等の入手に当たっては、入退室管理をしている管理区域内の端末及びサーバとの通信に限定することで、詐取・奪取が行われないようにしている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの届出・申請情報の入手に当たっては、本人確認要綱に従い本人確認を行っている。 ・統合DB等府内システムから入手した情報については、入手元の各業務で本人確認を行っている。 ・法務省からの在留資格等の入手に当たっては、入手元で本人確認を行っている。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住民からの届出・申請情報の入手に当たっては、本人の個人番号カードの提示(通知カード所持者にあっては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)を受け、住記システム、住基ネットを用いて個人番号の真正性確認を行っている。 ・他市区町村からの本人確認情報、転入通知情報の入手にあたっては、住記システム内で持っている住民基本台帳情報と突合を行い本人の個人番号であることを確認している。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入手した情報については、窓口での聞き取りや添付書類との照合等を通じて確認することで正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、間違いがあれば職権で適宜修正することで正確性を確保している。 ・職権による個人情報の修正、更新する際の作業責任者、作業手順を明確にしている。
その他の措置の内容	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><江戸川区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民からの届出・申請情報の入手に当たっては、限られた窓口・職員とし、届出・申請書等の保管場所の施錠管理を徹底することで、漏えい・紛失を防止している。 ・市町村CSからの本人確認情報等の入手に当たっては、管理区域内のサーバーでの通信に限定することで漏えい・紛失を防止している。 ・府内からの国民健康保険等資格情報の入手に当たっては、管理区域内のサーバーでの通信に限定することで漏えい・紛失を防止している。 ・法務省からの在留資格等の入手に当たっては、管理区域内の端末及びサーバーでの通信に限定することで漏えい・紛失を防止している。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村CSからの本人確認情報等の入手に当たっては、管理区域内のサーバーとの通信に限定することで漏えい・紛失を防止している。 ・府内からの国民健康保険等資格情報の入手に当たっては、管理区域内のサーバーとの通信に限定することで漏えい・紛失を防止している。 ・法務省からの在留資格等の入手に当たっては、管理区域内の端末及びサーバーとの通信に限定することで漏えい・紛失を防止している。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<ul style="list-style-type: none"> ・上記については、業務マニュアルに記載し、職員(会計年度任用職員を含む)に研修を実施している。 			
3. 特定個人情報の使用			
リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・統合DBとの接続においては、連携する対象者を限定して連携する仕様となっているため、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われないようシステム上で担保している。 		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号と紐付けて管理する情報は、特定個人情報として定義した「ファイルの概要」の記録される項目部分で明示した業務上必要な情報にシステムの機能として限定している為、業務上必要な情報以外と紐付けすることはない。 		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 3) 課題が残されている	2) 行っていない
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・府内ネットワークへのログインは、職員が常時携帯するICカードとパスワードでの認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・住記システムへのアクセスは、職員が常時携帯するICカードでのSSO認証を必要としているため、権限のない第三者は利用できない。 ・住記システムの操作において、ICカードのユーザIDにより、業務システムの利用権限を付与しているため、権限のない第三者は利用できない。 		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・正規職員については、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、DX推進課にて府内ネットワークのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、DX推進課にてICカードの発行、失効、府内ネットワークへのログイン権限を設定している。 ・業務システムの利用権限を有するユーザIDの発行、失効は、職員課からの人事情報に基づき、マイナンバー推進課内のアクセス管理権限を有する職員にて、一元的に管理している。また、非正規職員等は、契約期間に応じて、ユーザIDに有効期限を設定している。 		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない

	具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ICカードのユーザID情報については、DX推進課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。 ・業務システムの利用権限を有するユーザIDについても、ユーザIDの管理者にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確であれば、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ユーザIDとともに、庁内ネットワークへのログイン、メールの送受信記録、外部媒体への出力、業務サーバへのアクセス等操作記録を、ログとして保管している。 ・ユーザIDとともに、住記システム内での特定個人情報への登録、更新、削除、参照の操作記録を、ログとして取得し、保管している。 ・また、情報漏えい等が発生した場合には、当該操作に関わるログを確認できるようになっている。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・各種操作ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑止している。 ・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。 ・非正規職員には、契約時に、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書に、署名をしてもらっている。 ・他市区町村や行政機関において、市民等の情報を業務外の目的で閲覧したり、市民等の情報を外部に漏らしたりした者についての新聞記事等を、課内にて情報共有している。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容		<p style="text-align: center;"><江戸川区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップファイルの作成は入退室管理をしている管理区域内での作業に限定され、また、バックアップファイルの持ち出しさは区による承認を必須としている。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末で実施することに限定している。 <p style="text-align: center;"><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップファイルの作成はクラウドサービス内での作業に限定され、クラウド外に持ち出されることはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
[] 委託しない		
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク		
委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク		
委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク		
委託契約終了後の不正な使用等のリスク		
再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認		<ul style="list-style-type: none"> ・委託先を選定する際に、プライバシーマークの認定取得、もしくは、ISMS認証の取得を確認している。 ・委託先を選定する際、委託先にて個人情報保護に関する規定、体制の整備、安全管理措置が取られているか確認している。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p style="text-align: center;">1) 制限している 2) 制限していない</p>
具体的な制限方法		<ul style="list-style-type: none"> ・府内、管理区域内にて、委託先事業者が特定個人情報の閲覧、更新等を行う場合には、委託先事業者向けのユーザIDを発行し、閲覧、更新等の処理を実施できる担当者を限定している。また、事前に作業者名簿の提出も義務付けている。 ・府外の委託先事業者の事業所での作業では、特定個人情報取扱者の管理体制と管理者及び取扱者

		の名簿提出を義務付けることを通じて、特定個人情報ファイルへアクセス可能な作業者数を最小限にしている。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・府内、管理区域内での作業においては、委託先事業者向けユーザIDに紐づく操作ログを取得することで、特定個人情報ファイルの取扱い記録を残している。 ・府外の委託先事業者の事業所での作業では、各委託事業者の作業場所で入退室管理を行っている。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・原則認めていないが、実施する場合には、以下を義務付けている。 ・再委託先への特定個人情報の提供の際には、再委託先の必要性、選定基準、再委託先での委託管理方法、再委託先のセキュリティ管理体制等を区側に報告してもらい、問題ないことが確認できれば、承認している。 ・また、必要に応じて、委託先事業者による再委託先事業者の管理が、当初のルールどおりに実施されていることの報告を受ける。	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・府内、管理区域内から委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者から目的、用途、保管方法等を含めた申請を受け、問題ないようであれば区側で承認を与えている。必要に応じて電子媒体への出力の際には暗号化、運搬の際には施錠可能なケースに電子媒体を格納した上で実施することを義務付けている。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・府内、管理区域内から委託先事業者へ特定個人情報を提供する場合には、事前に委託先事業者からデータ消去の方法、時期等の申請を義務付けている。また、契約履行完了時に、特定個人情報ファイルの返還、消去を義務付けている。委託先事業所側での特定個人情報ファイルの消去は、委託事業者側から任意の様式により、消去結果に係る報告書を提出してもらっている。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	・情報システムの運用、保守等を外部委託する場合には、委託事業者との間で必要に応じて次の機密保持契約を定めている。 ・委託業務作業外の職員、第三者への提供、開示、漏えいの禁止。 ・目的外利用の禁止。 ・無断複製の禁止。 ・契約終了後の返還、廃棄、消去。 ・セキュリティ事故発生時の報告。 ・安全管理体制の報告、資料提出。 ・厳重な保管。 ・再委託に係る規定。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。 ・再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク		[] 提供・移転しない
特定個人情報の提供・移転に関するルール		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネットとの連携については、全て連携処理のログを取得している。 ・府内のデータ連携については、全て連携処理についてログを取得している。 ・文書照会等を受けた場合は、提供の際に全ての記録を残している。 	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネットとの連携については、予め定められた仕様での提供に限定しており、必要に応じ連携処理に係るログを確認している。 ・府内のデータ連携についても、予め定められた仕様での移転に限定しており、必要に応じ連携処理に係るログを確認している。 ・文書照会等を受けた場合は、上長承認を得た上で複数職員での確認を行い、提供している。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネットとの連携については、管理区域内のサーバ間通信に限定している。 ・府内のデータ連携については、管理区域内のサーバ間通信に限定している。 ・文書照会等を受けた場合は、予め定められた運用ルールに従い提供を行っている。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・住基ネット連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定しており、誤った情報・相手への連携は発生しない。 ・府内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定しており、誤った情報や相手への連携は発生しない。 ・個人情報が正確かつ最新であることを、定期的に確認する手順、不正確又は最新ではないことが判明した場合の訂正の手順が明確になっている。 ・文書照会等を受けた場合は、複数職員での確認を義務付けており、誤った情報や相手に提供する事はない。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		
リスク1：目的外の入手が行われるリスク		[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク5：不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><住記システム、統合DBのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供は、原則、各システム間の自動連携に限定しているため、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止している。 <p><住記システム、統合DBの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー側に登録していない、又は、自動応答を制限している等の場合、職員の操作により特定個人情報を提供する場合には、情報提供にあたって上長承認を得た上で、住記システム、統合DBにて処理を実行する運用を義務付けている。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能()により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ()情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> - <p><中間サーバーの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー側で取得した情報提供に係るログを使って、不正な提供が行われていないことを、必要に応じて確認する。 		
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク6：不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><住記システム、統合DBのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと統合DB、住記システム間の連携は、LGWAN及びデータセンタ内のサーバ間通信に限定している。 <p><住記システム、統合DBの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> - <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能()により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ()暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 <p><中間サーバーの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> -
	<p>リスクへの対策は十分か</p> <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容	<p><住記システム、統合DBのソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供に当たっては、住記システム、統合DBで作成した提供情報が誤った状態で作成されがないことを、検証工程で十分に確認しているため、提供にあたって特定個人情報が不正確となることはない。 <p><住記システム、統合DBの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーへ登録した情報に誤りがあることが発覚した場合に備え、事前に定めた修正手順等に沿って、修正作業を行うことを徹底している。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能()により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 ()特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> - <p><中間サーバーの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーへ登録した情報に誤りがあることが発覚した場合に備え、事前に定めた修正手順等に沿って、修正作業を行うことを徹底している。
	<p>リスクへの対策は十分か</p> <p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている</p> <p>2) 十分である</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

< 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 >

- ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。
- ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 >

- ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

< 江戸川区における措置 >

- ・業務システム、中間サーバー接続端末での情報照会、情報提供等を業務マニュアルに記載し、新規従業者に対して、年1回研修を実施している。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
物理的対策	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p><江戸川区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報を保管するサーバの設置場所では、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を含むデータの持ち出しや媒体へ保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。 ・特定個人情報を保管するサーバに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている</p>	

技術的対策	<p>[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
具体的な対策の内容	<p><江戸川区における措置> ・ウィルス対策ソフトを導入し、定期的にパターンファイルの更新を行っている。 ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ファイアウォールにより、サーバへのアクセスを制御している。 ・日次でバックアップファイルを取得して、テープとディスクに記録している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p><ガバメントクラウドにおける措置> 国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 地方公共団体が委託したASP('地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準[第1.0版]'(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。)に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクセシビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。 クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p>
バックアップ	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
事故発生時手順の策定・周知	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容	

	再発防止策の内容	
死者の個人番号	[保管している] <選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない	
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理していないため、「特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。	
他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)の規定に基づき、調査等を行い、正確な記録を確保するために必要な措置を講じている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
手順の内容	・150年経過後のデータに対するアクセスを制限している。制限の結果は職員が確認をしている。 ・届出書等は保存期間満了後に溶解処分している。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
特定個人情報の保管・消去における他のリスク及びそのリスクに対する措置		

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

(7. リスク1 を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	本人確認情報の入手元は住記システムに限定されるため、住記システムへの情報の登録の際に、届出・申請等の窓口において届出・申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を本人確認要綱に基づき厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年6月10日総務省告示第334号(第6 - 7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて住記システムを通じて入手することされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	本人確認情報の入手元を住記システムに限定する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	窓口において、対面で身分証明書(個人番号カード等)の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う。 出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード(通知カード所持者にあっては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ)の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> 本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当区で定める規程に基づいて管理し、保管する。 本人確認情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、本人確認情報管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められる期間保管する。
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、送付先情報の正確性を維持するため、住民基本ネットワーク台帳運用規程に基づいて本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・機構が作成・配付する専用のアプリケーション()を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・操作者の認証を行う。 <p>市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村CSで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	市町村CSと統合DB間の接続は行わない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	市内システムにおける市町村CSへのアクセスは住記システムに限定しており、また、住記システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、機器の構成管理を適切に行うとともに、ハブを含めて機器は施錠したラックに収納している。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限は人事情報に基づき年に1回見直しをしている。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	・本人確認情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な操作の疑いがある場合は、届出書等との整合性を確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：従業者が事務外で使用するリスク			
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・必要に応じて担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。		
リスクへの対策は十分か	[<input type="radio"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり送付先情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得はしない ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る 			

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認			
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法			
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法			
特定個人情報の提供ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法			
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法			
特定個人情報の消去ルール	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容			
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託における他のリスク及びそのリスクに対する措置			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			[] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録(提供・移転日時、操作者等)をシステム上で管理し、5年分保存する。なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。		
その他の措置の内容	'サーバ室等への入室権限'及び'本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限'を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 :システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 :相手方(都道府県サーバ)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。</p> <p>・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置する。</p> <p>・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。</p>	
技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<p>・不正プログラム対策 :コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。 また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 本人確認情報の管理について定めた規程に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。 また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順に従って、情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。</p> <p>・不正アクセス対策 :本人確認情報の管理について定めた規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。</p>	
バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	(1)令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに本籍転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処分していたことが、同年7月2日に発覚した。	
再発防止策の内容	(1)これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	

死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	住記システムとの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	<p>システム上、住基法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。</p> <p>磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。</p> <p>また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉碎等を行うことにより、内容を読み出すことができないようする。</p> <p>帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。</p> <p>廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。</p>		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

(7. リスク1 を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	送付先情報の入手元は住記システムに限定されるため、住記システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を本人確認要綱に基づき厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・総務省告示第334号(第6 - 7 本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて住記システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ・正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	送付先情報の入手元を住記システムに限定する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	特定個人情報の入手元である住記システムへの情報の登録の際、窓口において、対面で身分証明書の提示を受け、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措置の内容	個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応する個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	住記システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、住記システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる)ため、一定期間経過後に市町村CSから自動的に削除する。
その他の措置の内容	システムでは対応できない事象が発生した際に、本人確認情報の正確性を維持するため、住民基本ネットワーク台帳運用規程に基づいて本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・機構が作成・配付する専用のアプリケーション()を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ・操作者の認証を行う。 <p>市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村システムで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する)を内蔵している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	市町村CSと統合DB間の接続は行わない。		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	市内システムにおける市町村CSへのアクセスは住記システムに限定しており、また、住記システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、機器の構成管理を適切に行うとともに、ハブを含めて機器は施錠したラックに収納している。		

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----------	---------------------------------------	----------

リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。		
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・退職した元職員や異動した職員等のアクセス権限は人事情報に基づき年に1回見直しをしている。 ・アクセス権限を失効させたことについて、管理簿に記録を残す。		
アクセス権限の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない	
具体的な管理方法	・操作者の権限等に応じたアクセス権限が付与されるよう管理する。 ・不正アクセスを分析するために、市町村CS及び統合端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。		
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・送付先情報を扱うシステムの操作履歴(アクセスログ・操作ログ)を記録する。 ・不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。 ・バックアップされた操作履歴について、定められた期間、安全な場所に施錠保管する。		

その他の措置の内容

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
-------------	-----------	---------------------------------------	----------

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ・職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。 また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用にあたり、以下の措置を講じる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得はしない ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、住民基本台帳ネットワーク運用規程に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。		
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> ・作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 ・閲覧 / 更新権限を持つものを必要最小限にする。 ・閲覧 / 更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 ・閲覧 / 更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。 		
特定個人情報ファイルの取り扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。 		
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないと契約書上明記する。 また、委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば当区職員が現地調査することも可能とする。		
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	委託先に提供する際、日付及び件数を記録した受け渡しの確認印を押印してもらい、当区の上長がそれを確認する。		
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>委託契約書に、以下の措置をとる旨を規定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保管期間の過ぎた特定個人情報を、システムにて自動判別し消去 ・紙媒体は、保管期間ごとに分けて保管し、保管期間が過ぎているものを外部業者にて溶解処理 ・データが紙かを問わず、廃棄の際は廃棄履歴を作成し保存 ・特定個人情報と同様、保管期間の過ぎたバックアップを、システムにて自動判別し消去 <p>また、委託契約の報告条項に基づき、定期的に特定個人情報の取扱いについて書面にて報告させ、必要があれば当区職員が現地調査することも可能とする。</p>		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・個人情報の取扱いについてチェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、当区が委託先の視察・監査を行うことができる ・再委託の禁止 		

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。 ・再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			[] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	特定個人情報(個人番号、4情報等)の提供を行う際に、提供記録(提供日時、操作者等)をシステム上で管理し、5年分保存する。 なお、システム上、提供に係る処理を行ったものの提供が認められなかった場合についても記録を残す。		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供を行う。		
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。 また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ・システム上、住記システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ・相手方(個人番号カード管理システム)と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク5: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク				
NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない		
安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない		
安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない		
安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない		
物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋とする。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置する。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 			
技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
具体的な対策の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不正プログラム対策 :コンピュータウイルス監視ソフトを使用し、サーバ・端末双方でウイルスチェックを実施する。また、新種の不正プログラムに対応するために、ウイルスパターンファイルは定期的に更新し、可能な限り最新のものを使用する。 本人確認情報の管理について定めた規程に基づき、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアへの対策を行う場合の手順等を整備する。 また、同規程に基づき、オペレーション管理に係る手順等を整備し、当該手順に従って、情報セキュリティホールに関連する情報(コンピュータウイルス等の有害なソフトウェアに関連する情報を含む)を定期的(コンピュータウイルス関連情報は毎日、その他の情報は少なくとも半年に一度)に入手し、機器の情報セキュリティに関する設定の内容が適切であるかどうかを確認する。 ・不正アクセス対策:本人確認情報の管理について定めた規程に基づき、ネットワーク管理に係る手順等を整備し、ファイアウォールを導入する。 			
バックアップ	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		
事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない		

過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	(1)令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに本籍転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処分していたことが、同年7月2日に発覚した。	
再発防止策の内容	(1)これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	
死者の個人番号	[保管していない]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である

リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク

リスクに対する措置の内容	本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。そのため、送付先情報ファイルにおいて特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクは存在しない。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク

消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
手順の内容	システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後、市町村CSから削除される。その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。

その他のリスク対策

1. 監査			
自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的なチェック方法		<住記システムの運用における措置> 年に1回、担当部署内において実施している自己点検に用いるチェック項目に、「評価書の記載内容通りの運用がなされていること」に係る内容を追加し、運用状況を確認する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
具体的な方法		<住記システムの運用における措置> ・職員等(派遣職員、会計年度任用職員等を含む)に対して、個人情報保護に関する研修を行っていく。違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・委託業者に対しては、契約に個人情報保護に関する研修の実施、秘密保持に関する内容を含める事を義務付けている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要因着任時)実施することとしている。	
3. その他のリスク対策			
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。			
<ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。			

開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	江戸川区生活振興部マイナンバー推進課、区民課、各事務所 郵便番号132-8501 江戸川区中央1丁目4番1号 電話:03-5662-9016	
請求方法	自己情報(開示・訂正・利用停止)請求書を、特定個人情報を保有している主管課に提出することにより受付ける。 URL: https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e009/kuseijoho/denshi/download/kusejoho/jouhoukoukai/jiko_jouho.html	
特記事項	身分証明証等の提示により本人確認を行う。	
手数料等	[無料] (手数料額、納付方法:)	<選択肢> 1) 有料 2) 無料)
個人情報ファイル簿の公表	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	住民基本台帳マスタファイル、住民基本台帳ネットワークマスタファイル(CS)、送付先情報ファイル	
公表場所	総務部総務課文書係	
法令による特別の手続	住基法 第11条2項、第12条、第14条	
個人情報ファイル簿への不記載等		
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	江戸川区生活振興部マイナンバー推進課 電話:03-5662-9016 ファックス:03-5662-1302	
対応方法	・問合せがあった場合、問合せの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問合せがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課文書係に報告する。	

評価実施手続

1. 基礎項目評価	
実施日	
しきい値判断結果	<p>[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)</p>
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
方法	江戸川区意見公募手続に関する要綱に基づき、意見公募手続きを実施し、広く住民等の意見を聴取する。
実施日・期間	令和6年11月15日から令和6年12月16日までの32日間
期間を短縮する特段の理由	
主な意見の内容	
評価書への反映	
3. 第三者点検	
実施日	
方法	
結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
提出日	
個人情報保護委員会による審査	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月25日	- 2 - システム 1 - 他のシステムとの接続	以下のシステムと接続あり ・府内連携システム ・住民基本台帳ネットワークシステム ・宛名システム等	証明発行サーバ（コンビニ交付）との接続ありを追記	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
平成28年1月25日	- 2 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	記載なし	<p>システム 5 追記 証明発行サーバ</p> <p>1 . 帳票の作成機能 ：住民票の写し、住民票記載事項証明書等の各種帳票を作成する機能。</p> <p>2 . 既存システムとの連携機能 ：既存住基システムと連携し、証明書の発行に必要なファイルを連携する機能。</p> <p>以下の他システムと接続あり ・既存住民基本台帳システム</p>	事前	事後で足りるもの任意に事前に提出
令和1年6月14日	表紙 評価実施機関名	江戸川区長	東京都江戸川区長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	- 1 . 事務内容	住民基本台帳法（以下「住基法」という。）	住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。）	事後	文言の修正であり、重要な変更に当たらない
令和1年6月14日	- 1 . 事務内容	住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）	住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）	事後	文言の修正であり、重要な変更に当たらない
令和1年6月14日	- 1 . 事務内容	今後、総務省令により機関に対する事務の一部の委任が認められる予定である（ ）。 提出時点で当該委任に係る総務省令が公布されている場合、適宜修正します。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）（以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機関に対する事務の一部の委任が認められている。	事後	総務省令の公布による修正であり、重要な変更に当たらない
令和1年6月14日	- 2 . システム 1 システムの機能	7 . 符号取得時における機関への個人番号の通知 ：符号取得時に機関から通知される処理番号と組付く個人番号を機関へ通知する。 符号とは、番号法施行令第20条に規定する、情報提供用個人識別符号を指す。	7 . 符号取得時における機関への個人番号の通知 ：符号取得時に機関から通知される処理番号と組付く個人番号を機関へ通知する。 符号とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年3月31日政令第155号）に規定する、情報提供用個人識別符号を指す。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年1月4日	- 2 . システム 1 システムの機能		12 . 証明書コンビニ交付システムとの連携 ：住民票等の各種証明書に記載する情報を LGWAN - ASP のデータセンターに設置する証明書コンビニ交付システムと連携する。	事前	事後で足りるもの任意で事前提出
令和1年6月14日	- 2 . システム 3 他のシステムとの接続		情報提供ネットワークシステムを追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	- 2 . システム 4 システムとの機能	8 . セキュリティ管理機能 ：中間サーバーの「システム方式設計書_6_0_0_機能要件の整理 第1.1版」以降で明示予定。	8 . セキュリティ管理機能 ：暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リスト情報を管理する機能。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年1月4日	- 2 . システム 5	システムの名称 証明書発行サーバ（コンビニ交付） システムの機能 1 . 帳票の作成機能：住民票の写し、住民票記載事項証明書等の各種帳票を作成する機能。2 . 既存システムとの連携機能：既存住基システムと連携し、証明書の発行に必要なファイルを連携する機能。 他のシステムとの接続 既存住民基本台帳システム、宛名システム等	<p>システムの名称 証明書コンビニ交付システム（LGWAN-ASP） システムの機能</p> <p>1 . 帳票の作成発行機能 ：住民票の写し、住民票記載事項証明書等の各種帳票を作成し、発行する機能。</p> <p>2 . 既存システムとの連携機能 ：既存住基システム、戸籍システムから証明書の発行に必要なファイルを連携する機能。</p> <p>3 . 利用者証明用電子証明書等の利用 ：個人番号カード、住民基本台帳カードの利用者証明用電子証明書等の情報を用いて個人を特定する機能。</p> <p>4 . 運用管理機能 ：証明書の発行統計や発行履歴の確認、発行抑止や区長名変更等の運用管理に必要な機能 他のシステムとの接続 既存住民基本台帳システム、その他（戸籍システム、証明書交付センター（J-LIS））</p>	事前	事後で足りるもの任意で事前提出

令和1年6月14日	- 5 . 法令上の根拠	1 . 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）	1 . 番号法	事後	文言の修正であり、重要な変更に当たらない
令和1年6月14日	- 5 . 法令上の根拠	2 . 住民基本台帳法（住基法）（昭和42年7月25日法律第81号）（平成25年5月31日法律第28号施行時点）	2 . 住基法	事後	文言の修正であり、重要な変更に当たらない
令和1年6月14日	- 6 . 法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二二	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二二 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する別表第二二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条第2号八、第2条第5号口、同条第10号八、同条第11号八、同条第17号八、同条第18号、第3条第6号口、同条第11号八、同条第12号八、第4条第2号八、第6条第3号、同条第7号口、同条第8号口、同条第16号第7条第1号口、同条第2号八、同条第3号八、同条第4号口、同条第5号口、第8条第1号二、同条第2号二、同条第4号、第10条第1号八、同条第3号八、同条第4号八、同条第5号口、第12条第1号口、同条第2号イ、同条第3号口、同条第4号八、同条第5号、同条第6号イ、同条第7号八、第13条第1号口、同条第2号二、第14条第1号口、同条第2号口、同条第3号八、第16条、第20条第8号、第22条第1号二、同条第2号から第11号まで、第22条の3第3号、同条第5号から第7号まで、同条第8号、第22条の4第1号、同条第2号二、同条第2項第1号、同項第2号八、同条第3項第1号、同項第2号八、同条第4項第1号、同項第2号八、第23条第3号、第24条の2第4号口、同条第8号八、同条第9号八、同条第10号、第24条の3第2号、第25条第8号口、同条第9号、同条第10号、第26条の3第1号口、同条第2号、同条第3号口、同条第4号、第27条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号八、第28条第1号口、同条第2号から第10号まで、第31条第1号口、同条第2号二、同条第5号水、第31条の2第5号口、同条第9号八、同条第10号八、同条第11号、第31条の3第2号、第32条第1号口、同条第2号口、第33条第4号、第37条第1号口、同条第2号イ、第38条第1号口、第39条第4号、第40条第1号口、同条第2号、同条第3号口、	事後	主務省令の発出に伴う修正であり、重要な変更に当たらない
令和1年6月14日	(上記続き) - 6 . 法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二二	第41条、第43条第1号口、同条第5号八、43条の3第2号、第43条の4第1号二、同条第2号、第44条の2第2号、第45条第2号、第47条第2号から第16号まで八、同条第17号口、同条第18号八、同条第19号八、同条第22号八、同条第23号八、同条第2項、第48条、第49条の2第2号、第50条第1号、同条第2号から第5号まで口、第51条第2号、同条第3号、同条第4号口、同条第5号、同条第6号、同条第8号から第12号まで、第53条第2号へ、同条第3号水、同条第4号八、第55条第1号八、同条第6号口、同条第7号口、同条第9号から第11号まで口、第56条、第57条、第58条第1号口、第2号口、第59条第2号、第59条の2第1号八、同条第2号から第5号まで、第59条の3第1号二、同条第2号二、同条第4号	事後	主務省令の発出に伴う修正であり、重要な変更に当たらない
令和1年6月14日	- 7 . 部署	江戸川区 生活振興部 区民課	江戸川区 生活振興部 住基・個人番号制度推進課	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更に当たらない
令和1年6月14日	- 7 . 所属長の役職名	区民課長 加藤 英二	住基・個人番号制度推進課長	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更に当たらない
令和1年6月14日	(別添1)事務の内容 (1)住民基本台帳	追加	「7- 符号の登録」を追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	(別添1)(備考) (1)住民基本台帳ファイル	7- . 統合DBから通知された処理番号と個人番号を受領し、市町村CSを通じて、機構へ通知する。	7- . 統合DBから通知された処理番号と個人番号を受領し、市町村CSを通じて、機構へ通知する。	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更に当たらない
令和2年1月4日	(別添1)(備考) (1)住民基本台帳ファイル	4 . 住民票の写し等の発行 4- . 住民により、住民票の写しの交付申請を受け付け、当該区の住民の場合、住記システムより、住民票の写しの作成を行う。	4 . 住民票の写し等の発行 4- . 住民により、住民票の写しの交付申請を受け付け、当該区の住民の場合、住記システム又は証明書コンビニ交付システムより、住民票の写しの作成を行う。	事前	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和2年1月4日	(別添1)事務の内容 (1)住民基本台帳ファイル	追加	証明書コンビニ交付システム (LGWAN-ASP) の流れを追加	事前	事後で足りるもの任意で事前提出
令和1年6月14日	- 2 . 保有開始 (1)住民基本台帳ファイル	平成27年5月予定	平成27年5月	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	- 3 . 本人への明治 (1)住民基本台帳ファイル	・住基ネットを介して他自治体にて更新された住民情報を取得することは、住基法第30条の6にて明示されている。 ・法務省連携を介して法務省にて更新された外国人住民情報を取得することは住基法第30条の50にて明示されている。	・住基ネットを介して他自治体にて更新された住民情報を取得することは、住基法第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）にて明示されている。 ・法務省連携を介して法務省にて更新された外国人住民情報を取得することは住基法第30条の50（外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知）にて明示されている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	- 3 . 使用方法 (1)住民基本台帳ファイル	・住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対して通知を行う。 ・転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対して通知を行う。	・住民票の記載事項に変更があった際に都道府県知事に対して通知を行う。 ・転入届に基づき住民票の記載をした際に転出元市町村に対して通知を行う。	事後	詳記の修正であり、重要な変更に当たらない
令和2年1月4日	- 4 . 委託の有無	3件	4件	事前	重要項目の変更
令和1年6月14日	- 4 . 委託事項2 委託先名 (1)住民基本台帳ファイル	株式会社 日立システムズ		事後	その他の項目の変更であり、重要な変更に当たらない

令和1年6月14日	- 4 . 委託事項3 (1) 住民基本台帳 ファイル	株式会社日立製作所	株式会社 日立システムズ	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更に当たらない
令和2年1月4日	- 4 . 委託事項4 (1) 住民基本台帳 ファイル	記載なし	<p>委託事項4 : 証明書コンビニ交付システムのサービス利用 委託内容 : 証明書コンビニ交付システムの運用・保守業務 取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 : 特定個人情報ファイルの一部 対象となる本人の数 : 10万人以上100万人未満 対象となる本人の範囲 : 区域内の住民 消除者を含む。 その妥当性 : システムの運用作業を実施するために特定個人情報ファイルの一部を委託の対象にする必要がある。 また、当区の証明書コンビニ交付システムはLGWAN-ASPによるクラウドサービスとして導入することで、災害時等における業務の継続性、コスト削減及び効率的なシステム保守・運用を行うことが可能となる。 委託先における取扱者数 : 10人以上50人未満 委託先への特定個人情報ファイルの提供方法 : その他 (LGWANによる暗号化) 委託先名の確認方法 : 江戸川区情報公開条例上の開示請求に基づき、公開している。 委託先名 : 株式会社TKC 再委託の有無 : 再委託しない </p>	事前	重要な項目の変更
令和1年6月14日	- 5 . 提供・移転 の有無 (1) 住民基本台帳 ファイル	提供73件	提供76件	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更に当たらない
令和1年6月14日	- 5 . 全体 提供先及び移転先の 番号 (1) 住民基本台帳 ファイル	提供元 1 ~ 20 1 ~ 20 1 ~ 20 1 ~ 13 移転先	提供先 1 ~ 76 (44、48、49は今回追加) 移転先 1 ~ 30	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	- 5 . 提供6 提供先における用 途 (1) 住民基本台帳 ファイル	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更に当たらない
令和1年6月14日	- 5 . 移転先1~ 30 法令上の根拠 (1) 住民基本台帳 ファイル	番号法第9条第1項 別表第一の〇の項	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表第一の〇の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	- 5 . 提供先44 (1) 住民基本台帳 ファイル		<p>提供先44 市町村長 法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の74の項 提供先における用途 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務 提供する情報 住民票関係情報（住基法第7条第4号に規定する事項：世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄） 提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲 区域内の住民 消除者含む 提供方法 情報提供ネットワークシステム、その他（統合DB） 時期・頻度 照会を受けたら都度</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	- 5 . 提供先48 (1) 住民基本台帳 ファイル		<p>提供先48 特定優良賃住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃住宅の建設及び管理を行う都道府県 法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の85の2の項 提供先における用途 特定優良賃住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務 提供する情報 住民票関係情報（住基法第7条第4号に規定する事項：世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄） 提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲 区域内の住民 消除者含む 提供方法 情報提供ネットワークシステム、その他（統合DB） 時期・頻度 照会を受けたら都度</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない

令和1年6月14日	- 5 . 提供先49 (1) 住民基本台帳ファイル		<p>提供先49 特定優良賃住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県 法令上の根拠 番号法第19条第7号 別表第二の85の2の項 提供先における用途 特定優良賃住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務 提供する情報 住民票関係情報（住基法第7条第4号に規定する事項：世帯主についてはその旨、世帯主でない者については世帯主の氏名及び世帯主との続柄） 提供する情報の対象となる本人の数 10万人以上100万人未満 提供する情報の対象となる本人の範囲 区域内の住民 消除者含む 提供方法 情報提供ネットワークシステム、その他（統合DB） 時期・頻度 照会を受けたら都度</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	- 5 . 提供先62 提供先における用 途 (1) 住民基本台帳ファイル	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更に当たらない
令和1年6月14日	- 5 . 提供先74 (1) 住民基本台帳ファイル	住民基本台帳法 第二十四条の二	住基法 第24条の2第3項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	- 5 . 提供先75 (1) 住民基本台帳ファイル	住民基本台帳法施行令第二十四条の三	住基法第24条の2第4項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	- 5 . 提供先13 (1) 住民基本台帳ファイル	提供先13 教育委員会事務局 学務課 番号法第9条第1項 別表第一の27の項 番号法第19条第9項 条例制定予定	提供先76 教育委員会事務局 学務課 住基法第1条、番号法第9条第1項 別表第一の27の項	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	- 6 . 保管期間 (1) 住民基本台帳ファイル	・住民基本台帳法施行令第34条では、消除された日から5年間保存するものと定められている。 ・届出書等は江戸川区行政文書管理規則第49条3項に基づき3年間保存している。	・住民基本台帳法施行令第34条（昭和42年9月11日政令第292号。以下「住基法施行令」という。）では、消除された日から5年間保存するものと定められている。 ・届出書等は江戸川区行政文書管理規則（平成18年3月31日江戸川区規則第56号）第49条3項に基づき3年間保存している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	- 2 . 保有開始 (2) 本人確認情報ファイル	平成27年6月予定	平成27年6月	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	- 6 . 保管期間 (2) 本人確認情報ファイル	平成14年6月10日総務省告示第334号（第6 - 8(1)市町村長における本人確認情報の消去）に定める期間（5年間）を保有する。	住基法施行令第34条第3項（保存）に定める期間（150年間）を保有する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	- 2 . 対象となる本人の範囲-その必要性 (3) 送付先情報ファイル		市町村は通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づき、これらの事務の実施を機構に委託する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	- 2 . 記録される項目-その妥当性 (3) 送付先情報ファイル	法令	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	- 2 . 保有開始 (3) 送付先情報ファイル	平成27年10月予定	平成27年10月	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	-3. 使用目的 (3) 送付先情報ファイル	法令	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）	事後	総務省令の公布による修正があり、重要な変更に当たらない

令和1年6月14日	-3. 使用方法 (3) 送付先情報ファイル	法令	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）	事後	総務省令の公布による修正であり、重要な変更に当たらない
令和1年6月14日	-5. 提供先における用途 (3) 送付先情報ファイル	法令	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更に当たらない
令和1年6月14日	- 3 . リスク3 リスクに対する措置の内容 (1) 住民基本台帳ファイル	・全職員に対し、年に1回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	・全職員に対し、年に数回、個人情報保護に関するeラーニングを受講させ、業務外利用を防止している。また、新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。	事後	リスクを軽減する修正であり、重要な変更に当たらない
令和1年6月14日	- 7 . リスク1 具体的な対策の内容 (1) 住民基本台帳ファイル	・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。	・特定個人情報を取扱う端末は、セキュリティワイヤにより盗難防止を行い、端末起動時はICカードとパスワードによる認証によりログインし、特定個人情報を扱う職員が離席する際には、時間経過によるロックを行い、ロック解除時はICカードで解除している。 ・特定個人情報を含むデータの持ち出しや媒体へ保管する場合は、セキュリティ管理者へ都度申請し承認を受けるなどの運用ルールを定め、遵守している。	事後	リスクを軽減する修正であり、重要な変更に当たらない
令和1年6月14日	- 7 . リスク1 (1) 住民基本台帳ファイル	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	- 7 . リスク1 その内容 (1) 住民基本台帳ファイル		(1) 平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2) 平成29年度住民税当初賦課に係る給与支払報告書等処理委託（給与支払報告書のパンチ入力業務384,465件（うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件））において、平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日の間、本区の許諾を得ない再々委託が行われていた（平成30年12月26日発覚）。なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	- 7 . リスク1 再発防止策の内容 (1) 住民基本台帳ファイル		(1) メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2) 給与支払報告書等処理委託においては再委託を認めない。委託先に対して定期的かつ随時（抜き打ち）の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	- 2 . リスク1 個人番号の真正性確認の措置の内容 (3) 送付先情報ファイル	個人番号の生成元である機関が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応付く個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。	個人番号の生成元である機関が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応する個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。	事後	誤記の修正であり、重要な変更に当たらない
令和1年6月14日	- 3 . リスク2 ユーザ認証の管理 (3) 送付先情報ファイル	生体認証（操作者識別カードにより認証を行っている場合はその旨を記載）による操作者認証を行う。	生体認証による操作者認証を行う。	事後	誤記の修正であり、重要な変更に当たらない

令和1年6月14日	- 7 . リスク1 (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル	発生なし	発生あり	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	- 7 . リスク1 その内容 (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル		<p>(1) 平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。</p> <p>(2) 平成29年度住民税当初賦課に係る給与支払報告書等処理委託（給与支払報告書のパンチ入力業務384,465件（うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件））において、平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日の間、本区の許諾を得ない再々委託が行われていた（平成30年12月26日発覚）。なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	- 7 . リスク1 具体的な保管方法 (2) 本人確認情報ファイル	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、平成14年6月10日総務省告示第334号（第6 - 8（1）市町村長における本人確認情報の消去）に定める期間保管する。	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第34条第3項（保存）に定める期間（150年間）保管する。	事後	政令の公布による修正であり、重要な変更に当たらない
令和1年6月14日	- 7 . リスク3 消去手順 手順の内容 (2) 本人確認情報ファイル	システム上、平成14年6月10日総務省告示第334号（第6 - 8（1）市町村長における本人確認情報の消去）に定める保存期間を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消費者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	システム上、住基法施行令第34条第3項（保存）に定める期間（150年間）保管する。	事後	政令の公布による修正であり、重要な変更に当たらない
令和1年6月14日	- 7 . リスク1 再発防止策の内容 (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル		<p>(1) メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。</p> <p>(2) 給与支払報告書等処理委託においては再委託を認めない。委託先に対して定期的かつ隨時（抜き打ち）の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認する。</p>	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	- 1 . 請求先	江戸川区生活振興部区民課・各事務所	江戸川区生活振興部住基・個人番号制度推進課、区民課、各事務所	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更に当たらない
令和1年6月14日	- 1 . 請求方法	U R L : http://www.city.edogawa.tokyo.jp/denshi/shinseisho/jouhoukai/jiko_jouho.html	U R L : https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e009/kuseijoho/densi/download/kusejoho/jouhoukoukai/jiko_jouho.html	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更に当たらない
令和1年6月14日	- 1 . 個人情報ファイル名	該当する個人情報ファイルの名称を記載（総務課文書係に提出した個人情報業務登録簿に添付されているもの）	住民基本台帳マスタファイル、住民基本台帳ネットワークマスタファイル（CS）、送付先情報ファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない
令和1年6月14日	- 2 . 対応方法	・問合せがあった場合、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課文書係に報告する。	・問合せがあった場合、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、総務部総務課文書係に報告する。	事後	その他の項目の変更であり、重要な変更に当たらない

		(略)	(略)		
令和5年3月31日	- 1 . 事務内容	<p>(略)</p> <p>なお、 「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年1月20日総務省令第85号)（以下「通知カード及び個人番号カード省令」という。）第35条（通知カード、個人番号カード間連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	<p>転入届、転居届、転出届の受理は、窓口及び郵送のほかサービス検索・電子申請機能（ ）を利用する。</p> <p>（）サービス検索・電子申請機能においては、転入予定連絡、転居予定連絡、転出届を受理する。</p> <p>なお、 「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年1月20日総務省令第85号)（以下「個人番号通知書、個人番号カード間連事務の委任」という。）第35条（個人番号通知書、個人番号カード間連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。</p> <p>そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>	事後 法令改正に伴う変更であり、重要な変更に当たらない	
令和5年3月31日	- 2 . システム1 他のシステムとの接続	追加	その他に申請管理システムを追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	- 2 . システム2 システムの機能	<p>(略)</p> <p>3 . 個人番号カードを利用した転入（特例転入） ：転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>4 . 本人確認情報検索 ：統合端末において入力された4情報（氏名、住所、性別、誕生日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>(略)</p> <p>7 . 送付先情報通知 ：個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、住記システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>3 . 個人番号カードを利用した転入（特例転入） ：個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う（一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。）。</p> <p>4 . 本人確認情報検索 ：統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報（氏名、住所、性別、誕生日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>(略)</p> <p>7 . 送付先情報通知 ：機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、住記システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>(略)</p>	事後 その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない	
令和5年3月31日	- 2 . システム6		サービス検索・電子申請機能を追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	- 2 . システム7		申請管理システムを追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	- 4 . 事務実施上の必要性	<p>(略)</p> <p>(1) 住民基本台帳ファイル</p> <p>(略)</p> <p>機構から住民票コードに対応する個人番号を取得し、住民基本台帳へ記録する。 また、機構へ通知カードの送付先情報を通知する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 送付先情報ファイル ：市町村長が個人番号を指定した際は通知カードの形式にて全付番対象者に個人番号を通知するものとされている（番号法第7条第1項）。通知カードによる番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、事務効率化等の観点から、市町村から、機構に委任することを予定しており、機構に通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供する。（通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード間連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。）</p>	<p>(略)</p> <p>(1) 住民基本台帳ファイル</p> <p>(略)</p> <p>機構から住民票コードに対応する個人番号を取得し、住民基本台帳へ記録する。 また、機構へ個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を通知する。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 送付先情報ファイル ：市町村長が個人番号を指定した際は個人番号通知書の形式にて付番対象者に個人番号を通知するものとされている（番号法第7条第1項及び個人番号カード省令第7条）。個人番号通知書による番号の通知及び個人番号カード交付申請書の送付については、個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに關し機構が処理する事務）に基づいて機構が行うこととされていることから、機構に個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供する。</p>	事後 その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない	

令和5年3月31日	- 6 . 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条第2号八・・・（省略）・・・同条第4号</p> <p>（別表第二における情報提供の根拠）</p> <p>：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項）</p> <p>（別表第二における情報照会の根拠）</p> <p>：なし</p> <p>（住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）</p>	<p>・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第二</p> <p>（別表第二における情報提供の根拠）</p> <p>：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項）</p> <p>（別表第二における情報照会の根拠）</p> <p>：なし</p> <p>（住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）</p>	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	- 7 . 部署	江戸川区 生活振興部 住基・個人番号制度推進課	江戸川区 生活振興部 マイナンバー推進課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	- 7 . 所属長の役職名	住基・個人番号制度推進課長	マイナンバー推進課長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	(別添1)事務の内容 (1)住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容(住民登録系システムを中心とした事務の流れ)	追加	引越しワンストップサービスによる届出等にかかる図を追加	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	(別添1)事務の内容 (1)住民基本台帳ファイル(備考)	(略) 5. 住民票コードに対する個人番号の指定 5-. 機構に対し、個人番号を指定する住民票コードを通知する。 5-. 住記システムにて、住民票コードと個人番号を紐付け、住民基本台帳の更新を行う。 5-. 通知カードの送付先情報を作成する。 個人番号の変更の場合は1- の処理の後から、5- の処理を開始する。 (略)	(略) 5. 住民票コードに対する個人番号の指定 5-. 機構に対し、個人番号を指定する住民票コードを通知する。 5-. 住記システムにて、住民票コードと個人番号を紐付け、住民基本台帳の更新を行う。 5-. 個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を作成する。 個人番号の変更の場合は1- の処理の後から、5- の処理を開始する。 (略) 12-. 引越しワンストップサービスによる届出等 12-. 住民からマイナポータルで届出等(転出届、転入予定連絡、転居予定連絡)を受け付ける。 12-. 申請管理システムから申請データをダウンロードし、転出届は1- , の処理を実施、転入予定連絡、転居予定連絡は事前準備を実施。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	(別添1)事務の内容 (2)本人確認情報ファイル(備考)	1. 本人確認情報の更新に関する事務 1-. 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける。 2. 本人確認に関する事務 2-. 住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける。	1. 本人確認情報の更新に関する事務 1-. 住民より転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける(特定個人情報を含まない)。 2. 本人確認に関する事務 2-. 住民より、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(特定個人情報を含まない)。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	(別添1)事務の内容 (2)本人確認情報ファイル(備考)	(略) 3. 個人番号カードを利用した転入（特例転入） 3-. 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認（「2. 本人確認」を参照）を行う。 3-. 統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う。 3-. 市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。 3-. 住記システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。 (略)	(略) 3. 個人番号カードを利用した転入（特例転入） 3-. 市町村CSにおいて転出地市町村より転出証明書情報を受信する。 3-. 住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信する。 3-. 転入手続を行う住民から提示された個人番号カードを利用して本人確認（「2. 本人確認」を参照）を行う。 転出証明書情報に記載の転出の予定年月日から30日後までに転入手続が行われない場合には、該当転出証明書情報を消去する。 3-. の転入手続時に転出証明書情報を受信していない場合又は消去している場合には、統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行い(特定個人情報を含まない)。その後、3- . を行う。 3-. 住記システムにおいて、転入処理を行う。 (略)	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

令和5年3月31日	(別添1)事務の内容 (2)本人確認情報ファイル(備考)	4.本人確認情報検索に関する事務 4-4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。	4.本人確認情報検索に関する事務 4-4.住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	-5.提供先12、14、18 (1)住民基本台帳ファイル	児童女性課	児童家庭課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	-5.提供先1~73 法令上の根拠 (1)住民基本台帳ファイル	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	-6.保管場所 (1)住民基本台帳ファイル	<江戸川区における措置> セキュリティゲートにて入退館管理をしている管理区域の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。 届出書等も保管年限内は、鍵付のキャビネット内での保管を義務付けている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳密に管理する。 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	<江戸川区における措置> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管 サーバへのアクセスは、全局的に管理しているID、パスワードによる認証が必要 申告書及び届出書等の紙媒体については、施錠ができる倉庫に保管している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行なう。 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	事後	リスクを軽減する変更であり、重要な変更に当たらない
令和5年3月31日	-6.消去方法 (1)住民基本台帳ファイル	(略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。	(略) <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しきれないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	-3.使用方法 (2)本人確認情報ファイル	4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	現行の仕様に合わせた変更であり、重要な変更に当たらない
令和5年3月31日	-6.保管場所 (2)本人確認情報ファイル	セキュリティゲートにて入退館管理をしている管理区域の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要となる。	<江戸川区における措置> セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管 サーバへのアクセスは、全局的に管理しているID、パスワードによる認証が必要 申告書及び届出書等の紙媒体については、施錠ができる倉庫に保管している。	事後	リスクを軽減する変更であり、重要な変更に当たらない
令和5年3月31日	-6.保管期間 その妥当性 (2)本人確認情報ファイル	住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第3項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。 住民票の記載の修正前の本人確認情報(履歴情報)及び消除者の本人確認情報は、住民基本台帳法施行令第34条第2項(保存)に定める期間(150年間)保管する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	-2.対象となる本人の範囲 その必要性 (3)送付先情報ファイル	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード間連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委託する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに關する事務)に基づき、これらの事務を実施する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

令和5年3月31日	- 2 . 記録される項目 主な記録項目 (3) 送付先情報ファイル	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 ・ ・ (中略) ・ ・ []その他（通知カード及び交付申請書の送付先の情報） 	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 ・ ・ (中略) ・ ・ []その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報） 	事後	法令改正に伴う変更であり、重要な変更に当たらない
令和5年3月31日	- 2 . 記録される項目 その妥当性 (3) 送付先情報ファイル	(略) ・その他（通知カード及び交付申請書の送付先の情報） ：機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	(略) ・その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報） ：機構に対し、個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに關し機構が処理する事務）に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行なうために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	- 3 . 入手の時期・頻度 (3) 送付先情報ファイル	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて入手する（以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。）。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度入手する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	- 3 . 本人への明示 (3) 送付先情報ファイル	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務に委任）	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに關し機構が処理する事務）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	- 3 . 使用目的 (3) 送付先情報ファイル	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに關し機構が処理する事務）に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行なう機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法令改正に伴う変更であり、重要な変更に当たらない
令和5年3月31日	- 3 . 使用方法 (3) 送付先情報ファイル	・住記システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づいて委任する機構に対し提供する（住記システム 市町村C/S又は電子記録媒体 個人番号カード管理システム（機構））。	・住記システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに關し機構が処理する事務）に基づいて行う機構に対し提供する（住記システム 市町村C/S又は電子記録媒体 個人番号カード管理システム（機構））。	事後	法令改正に伴う変更であり、重要な変更に当たらない
令和5年3月31日	- 5 . 法令上の根拠 (3) 送付先情報ファイル	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに關し機構が処理する事務）	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	- 5 . 提供先における用途 (3) 送付先情報ファイル	市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに關し機構が処理する事務）に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	- 5 . 時期・頻度 (3) 送付先情報ファイル	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する（以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。）。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	- 6 . 保管場所 (3) 送付先情報ファイル	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID / パスワードによる認証が必要となる。	<江戸川区における措置> ・セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管 ・サーバへのアクセスは、全形に管理しているID、パスワードによる認証が必要 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、施錠ができる倉庫に保管している。	事後	リスクを軽減する変更であり、重要な変更に当たらない

令和5年3月31日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 (2) 本人確認情報ファイル	<p>1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 異動事由、20. 繰柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ</p>	<p>1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 繰柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更連番</p>	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 (3) 送付先情報ファイル	<p>1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村住所 項目長、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所外字数、15. 市町村住所外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所外字数、23. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所外字数、31. カード送付場所住所外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 管理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の4に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名 56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所外字数フラグ、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字パターン、61. 外字バージョン、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏</p>	<p>1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村住所 項目長、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所外字数、15. 市町村住所外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所住所外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所外字数、23. 交付場所住所外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所郵便番号、27. カード送付場所住所外字数、28. カード送付場所住所外字数、29. カード送付場所住所外字数、30. カード送付場所電話番号、31. カード送付場所住所外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 管理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所外字数、47. 住所外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の4に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名 56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所外字数フラグ、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字パターン、61. 外字バージョン、62. 旧氏 漢字、63. 旧氏 外字数、64. 旧氏 ふりがな、65. 旧氏 外字変更連番、66. ローマ字 氏名、67. ローマ字 旧氏</p>	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	- 2. リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容 (1) 住民基本台帳ファイル	<p>・住民からの届出・申請情報の入手に当たっては、本人の個人番号カードの提示（個人番号カードがない場合には通知カード）を受け、住記システム、住基ネットを用いて個人番号の真正性確認を行っている。 ・他市区町村からの本人確認情報、転入通知情報の入手にあたっては、住記システム内で持っている住民基本台帳情報と突合を行い本人の個人番号であることを確認している。</p>	<p>・住民からの届出・申請情報の入手に当たっては、本人の個人番号カードの提示（通知カード持所有者にあつては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）を受け、住記システム、住基ネットを用いて個人番号の真正性確認を行っている。 ・他市区町村からの本人確認情報、転入通知情報の入手にあたっては、住記システム内で持っている住民基本台帳情報と突合を行い本人の個人番号であることを確認している。</p>	事後	法令改正に伴う変更であり、重要な変更に当たらない
令和5年3月31日	- 3. リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・失効の管理具体的な管理方法 (1) 住民基本台帳ファイル	<p>・正規職員についてでは、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、情報政策課にて内ネットワークへのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、情報政策課にてICカードの発行、失効、効失、効内ネットワークへのログイン権限を設定している。 (略)</p>	<p>・正規職員についてでは、ICカードの発行、失効は、職員課にて行い、職員課からの人事情報に基づき、DX推進課にて内ネットワークへのログイン権限を設定している。また、非正規職員については、各業務主管課からの申請に基づき、DX推進課にてICカードの発行、失効、効失、効内ネットワークへのログイン権限を設定している。</p>	事後	組織改正に伴う変更であり、重要な内変更に当たらない
令和5年3月31日	- 3. リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク アクセス権限の発行・失効の管理具体的な管理方法 (1) 住民基本台帳ファイル	<p>・ICカードのユーザID情報については、情報政策課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。 ・業務システムの利用権限を有するユーザIDについても、ユーザIDの管理者にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確であれば、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。</p>	<p>・ICカードのユーザID情報については、DX推進課にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。 ・業務システムの利用権限を有するユーザIDについても、ユーザIDの管理者にて、定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。また、利用期間が明確であれば、ユーザIDに有効期限を設定し、期限到来により自動的に失効するようにしている。</p>	事後	組織改正に伴う変更であり、重要な内変更に当たらない

令和5年3月31日	<p>- 7 . リスク1 : 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 物理対策 具体的な対策の内容 (1) 住民基本台帳ファイル</p>	<p>(略)</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 	(略)	事後	リスクを軽減する変更であり、重要な変更に当たらない
令和5年3月31日	<p>- 7 . リスク1 : 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 過去3年以内に評価実施機関に問い合わせ、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容 (1) 住民基本台帳ファイル</p>	<p>(1) 平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。</p> <p>(2) 平成29年度住民税当初賦課に係る給与支払報告書等処理委託（給与支払報告書のパンチ入力業務384,465件（うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件））において、平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日の間、本区の許諾を得ない再々委託が行われていた（平成30年12月26日発覚）。なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。</p>	<p>(1) 令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書（戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに本籍転属通知537件分）を誤って廃棄し溶解処分していたことが、同年7月2日に発覚した。</p>	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	<p>- 7 . リスク1 : 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 過去3年以内に評価実施機関に問い合わせ、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容 (1) 住民基本台帳ファイル</p>	<p>(1) メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。</p> <p>(2) 給与支払報告書等処理委託においては再委託を認めない。委託先に対して定期的かつ隨時（抜き打ち）の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認する。</p>	<p>(1) これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。</p>	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	<p>- 2 . リスク3 : 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 個人番号の真正性確認の措置の内容 (2) 本人確認情報ファイル</p>	<p>(略)</p> <p>・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード（若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>・出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード（通知カード所持者にあっては、通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。</p>	事後	法令改正に伴う変更であり、重要な変更に当たらない
令和5年3月31日	<p>- 7 . リスク1 : 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 過去3年以内に評価実施機関に問い合わせ、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容 (2) 本人確認情報ファイル</p>	<p>(1) 平成30年2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。</p> <p>(2) 平成29年度住民税当初賦課に係る給与支払報告書等処理委託（給与支払報告書のパンチ入力業務384,465件（うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件））において、平成28年12月28日～平成29年3月31日及び平成29年4月1日～同年4月30日の間、本区の許諾を得ない再々委託が行われていた（平成30年12月26日発覚）。なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。</p>	<p>(1) 令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書（戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに本籍転属通知537件分）を誤って廃棄し溶解処分していたことが、同年7月2日に発覚した。</p>	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

令和5年3月31日	- 7 . リスク 1 : 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 過去 3 年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容 (2) 本人確認情報ファイル	(1) メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2) 給与支払報告書等処理委託においては再委託を認めない。委託先に対して定期的かつ随时（抜き打ち）の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認する。	(1)これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	- 7 . リスク 1 : 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 死者の個人番号 具体的な保管方法 (2) 本人確認情報ファイル	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第 34 条第 3 項（保存）に定める期間（150 年間）保管する。	生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住民基本台帳法施行令第 34 条第 2 項（保存）に定める期間（150 年間）保管する。	事後	法令改正に伴う変更であり、重要な変更に当たらない
令和5年3月31日	- 7 . リスク 3 : 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容 (2) 本人確認情報ファイル	システム上、住民基本台帳法施行令第 34 条第 3 項（保存）に定める期間（150 年間）を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 (略)	システム上、住民基本台帳法施行令第 34 条第 2 項（保存）に定める期間（150 年間）を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。 (略)	事後	法令改正に伴う変更であり、重要な変更に当たらない
令和5年3月31日	- 2 . リスク 3 : 入手した特定個人情報が不正確であるリスク 特定個人情報の正確性担保の措置の内容 (3) 送付先情報ファイル	住記システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、住記システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える（不要となる）ため、送付後速やかに市町村 C S から削除する。 そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除との間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。	住記システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、住記システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える（不要となる）ため、一定期間経過後に市町村 C S から自動的に削除する。	事後	記載例更改による変更であり、重要な変更に当たらない
令和5年3月31日	- 7 . リスク 1 : 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 過去 3 年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか その内容 (3) 送付先情報ファイル	(1) 平成30年 2月13日、オリンピック・パラリンピック推進担当課において、過去に区が主催したボランティア関連の講座の受講者168名に対し、区主催イベントの告知メールを送信する際、メールアドレスをBCC欄ではなく、誤って宛先欄に入力して、受信者に表示される状態で送信した。 (2) 平成29年度住民票当初試験に係る給与支払報告書等処理委託（給与支払報告書のパンチ入力業務384,465件（うち特定個人情報が含まれている可能性があるもの323,248件））において、平成28年12月28日～平成29年 3月31日及び平成29年 4月 1 日～同年 4月 30日の間、本区の許諾を得ない再々委託が行われていた（平成30年12月26日発覚）。なお、入力データ等が消去されていることは確認しており、外部への個人情報の流出は確認されていない。	(1) 令和3年 6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書（戸籍附記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに本籍転属通知537件分）を誤って廃棄し溶解処分していたことが、同年 7月 2日に発覚した。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	- 7 . リスク 1 : 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 過去 3 年以内に評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか 再発防止策の内容 (3) 送付先情報ファイル	(1) メール送信時には、あて先及び添付ファイルを再確認するとともに、送信先が区民や外部関係者の場合は、複数の者で確認することとし、職員への周知を徹底する。 (2) 給与支払報告書等処理委託においては再委託を認めない。委託先に対して定期的かつ随时（抜き打ち）の立入調査を行うことにより、特定個人情報の取扱いが適正に行われているかどうかを確認する。	(1)これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

令和5年3月31日	- 7 . リスク 2 : 特定個人情報が古い 情報のまま保管され 続けるリスク リスクに対する措置 の内容 (3) 送付先情報 ファイル	本特定個人情報ファイル（送付先情報ファイル）は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、連携後速やか（1営業日後）に削除する仕組みとする。	本特定個人情報ファイル（送付先情報ファイル）は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。	事後	記載例更改による変更であり、重 要な変更に当たらない
令和5年3月31日	- 7 . 特定個人情 報の保管・消去にあ けるその他のリスク 及びそのリスクに対 する措置 (3) 送付先情報 ファイル	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、速やかに市町村 C S から削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない予定である。	送付先情報ファイルは、機構への特定個人情報の提供後、一定期間経過後、市町村 C S から削除される。 その後、当該特定個人情報は機構において管理されるため、送付先情報ファイルのバックアップは取得しない。	事後	記載例更改による変更であり、重 要な変更に当たらない
令和5年3月31日	- 1 . 監査 具体的な内容	<住記システムの運用における措置> 1、以下の観点により自己監査を年に1回実施する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人の安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的の安全管理措置 2、監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善していく。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	<運用その他個人情報ファイルの取扱いの適正性について> 1、監査責任者である総務部長から委託された監査事業者が以下 の観点により定期的に内部監査を行う。 ・評価書記載事項と運用状態のチェック ・個人情報保護に関する規定、体制整備 ・個人情報保護に関する人の安全管理措置 ・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的の安全管理措置 2、監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善していく。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	事後	リスクを軽減する変更であり、重 要な変更に当たらない
令和5年3月31日	- 2 . 従事者に する教育・啓発 従業員に対する教 育・啓発 具体的な方法	<住記システムの運用における措置> ・職員等（派遣職員、非常勤職員、臨時職員等を含む）に対して、個人情報保護に関する研修を行っていく。違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<住記システムの運用における措置> ・職員等（派遣職員、会計年度任用職員等を含む）に対して、個人情報保護に関する研修を行っていく。違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・I P A（情報処理推進機構）が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則（接続運用規程等）や情報セキュリティに関する教育を年次（年2回）及び隨時（新規要因着任時）実施することとしている。	事後	文言の修正であり、重要な変更に 当たらない リスクを軽減させる変更であり、重 要な変更に当たらない
令和5年3月31日	- 1 . 請求先	江戸川区生活振興部住基・個人番号制度推進課、区民課、各事務所 郵便番号132-8501 江戸川区中央1丁目4番1号 電話：03-5662-1698	江戸川区生活振興部マイナンバー推進課、区民課、各事務所 郵便番号132-8501 江戸川区中央1丁目4番1号 電話：03-5662-9016	事後	その他の項目の変更であり、事前 の提出・変更が義務付けられない
令和5年3月31日	- 2 . 連絡先	江戸川区生活振興部住基・個人番号制度推進課 電話：03-5662-1698 ファックス：03-5662-1302	江戸川区生活振興部マイナンバー推進課 電話：03-5662-9016 ファックス：03-5662-1302	事後	その他の項目の変更であり、事前 の提出・変更が義務付けられない

		<p>喪失事由コード、2 2 4 . 後期高齢被保険者資格喪失年月、2 2 5 . 保険者番号適用開始年月日、2 2 6 . 保険者番号適用終了年月日、2 2 7 . 現都道府県コード、2 2 8 . 現市区町村コード、2 2 9 . 後期高齢資格区分コード、2 3 0 . カード謹用状況コード、2 3 1 . カード有効期限年月日、2 3 2 . カード回収年月日、2 3 3 . 抽出年月日、2 3 4 . 抽出条件年月日、2 3 5 . 該当件数、2 3 6 . カード種類コード、2 3 7 . 在留カード番号、2 3 8 . 外国人氏名、2 3 9 . 外国人氏名外字フラグ、2 4 0 . 通称名、2 4 1 . 通称名使用区分コード、2 4 2 . 通称名外字フラグ、2 4 3 . 併記名、2 4 4 . 併記名使用区分コード、2 4 5 . 併記名外字フラグ、2 4 6 . 国籍コード、2 4 7 . 国籍（漢字）、2 4 8 . 中長期区分コード、2 4 9 . 在留資格コード、2 5 0 . 在留資格（漢字）、2 5 1 . 在留期間コード、2 5 2 . 在留期間開始年月日、2 5 3 . 在留期間終了年月日、2 5 4 . 外国人住民年月日、2 5 5 . 特別永住者証明書交付年月日、2 5 6 . 在留カード番号履歴カウンタ、2 5 7 . 通称名履歴カウンタ、2 5 8 . 併記名履歴カウンタ、2 5 9 . 国籍履歴カウンタ、2 6 0 . 中長期区分履歴カウンタ、2 6 1 . 在留資格履歴カウンタ、2 6 2 . 在留期間履歴カウンタ、2 6 3 . 外国人住民年月日履歴カウンタ、2 6 4 . 特別永住者証明書有効期間満了日、2 6 5 . 印鑑番号、2 6 6 . 印鑑履歴番号、2 6 7 . 印鑑最新フラグ、2 6 8 . 個人最新フラグ、2 6 9 . 登録印材コード、2 7 0 . 印鑑区分コード、2 7 1 . 印鑑異動事由コード、2 7 2 . 印鑑登録年月日、2 7 3 . 废印年月日、2 7 4 . 废印事由コード、2 7 5 . 印鑑改製年月日、2 7 6 . 印鑑登録申請年月日、2 7 7 . 印鑑登録申請場所コード、2 7 8 . 照会書発送年月日、2 7 9 . 限定停止理由コード、2 8 0 . 限定停止開始年月日、2 8 1 . 限定停止終了年月日、2 8 2 . 限定停止废止年月日、2 8 3 . 限定停止区分コード、2 8 4 . 回答期間年月日、2 8 5 . 登録代理人番号、2 8 6 . 申請代理人番号、2 8 7 . 废印代理人番号、2 8 8 . 保証人番号、2 8 9 . 保証人印材番号、2 9 0 . 住所更新フラグ、2 9 1 . 氏名更新フラグ、2 9 2 . 状態区分コード、2 9 3 . 印鑑除票フラグ、2 9 4 . カード各行区分コード、2 9 5 . カード発行年月日、2 9 6 . 印影有無フラグ、2 9 7 . 印影継解像度、2 9 8 . 印影継解像度、2 9 9 . 印影継サイズ、3 0 0 . 印影横サイズ、3 0 1 . 印影データ種別コード、3 0 2 . 印影圧縮K値、3 0 3 . 印影データ長、3 0 4 . 印鑑登録カード種別、3 0 5 . カード番号、3 0 6 . カード異動種別コード、3 0 7 . カード管理異動事由コード、3 0 8 . 抹消事由コード、3 0 9 . カード登録年月日、3 1 0 . カード抹消年月日、3 1 1 . カード引替年月日、3 1 2 . カード回復年月日、3 1 3 . 照会年月日、3 1 4 . 照会書有効期限年月日、3 1 5 . カード状態フラグ、3 1 6 . 外国人フラグ、3 1 7 . 業務フラグ、3 1 8 . 暗証1番号、3 1 9 . 暗証番号登録1年月日、3 2 0 . 暗証2番号、3 2 1 . 暗証番号登録2年月日、3 2 2 . カード管理異動事由コード（印鑑）、3 2 3 . 抹消事由コード（印鑑）、3 2 4 . カード登録年月日（印鑑）、3 2 5 . カード抹消年月日（印鑑）、3 2 6 . 一時停止年月日、3 2 7 . 一時停止解除日、3 2 8 . 一時停止事由コード、3 2 9 . 最新異動事由コード、3 3 0 . 最新異動区分、3 3 1 . 申請年月日、3 3 2 . 規制情報コード、3 3 3 . 本人確認書類コード、3 3 4 . 決定（却下）年月日、3 3 5 . 支援開始年月日、3 3 6 . 支援終了年月日、3 3 7 . 支援終了フラグ、3 3 8 . 値段フィールド、3 3 9 . 更新支所コード、3 4 0 . 更新日付、3 4 1 . 相当年度、3 4 2 . キー区分、3 4 3 . アクセスキュー、3 4 4 . 履歴番号、3 4 5 . 業務コード、3 4 6 . 登録年月日、3 4 7 . 更新場所、3 4 8 . メモ、3 4 9 . 情報提供用個人識別符、3 5 0 . 団体内総合会員番号、3 5 1 . 情報提供等の記録等</p>				
令和5年3月31日	(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 (2) 本人確認情報ファイル	<p>(2) 本人確認情報ファイル</p> <p>1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数（氏名）、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数（住所）、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード（転入前）、18. 転入前住所、19. 外字数（転入前住所）、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定期者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 外字数、39. 旧氏 ふりがな、40. 旧氏 外字変更履番</p>	(2) 本人確認情報ファイル	<p>1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数（氏名）、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数（住所）、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード（転入前）、18. 転入前住所、19. 外字数（転入前住所）、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定期者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ</p>	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

		(3)送付先情報ファイル 1.送付先管理番号、2.送付先郵便番号、3.送付先住所 漢字項目長、4.送付先住所 漢字、5.送付先住所 漢字外字数、6.送付先氏名 漢字項目長、7.送付先氏名 漢字、8.送付先氏名 漢字 外字数、9.市町村コード、10.市町村名項目長、11.市町村名、12.市町村郵便番号、13.市町村住所・項目長、14.市町村住所、15.市町村住所・外字数、16.市町村電話番号、17.交付場所名・項目長、18.交付場所名・外字数、19.交付場所名・外字数、20.交付場所郵便番号、21.交付場所住所項目長、22.交付場所住所、23.交付場所住所・外字数、24.交付場所電話番号、25.カード送付場所名・項目長、26.カード送付場所名、27.カード送付場所名・外字数、28.カード送付場所郵便番号、29.カード送付場所住所・項目長、30.カード送付場所住所、31.カード送付場所住所・外字数、32.カード送付場所電話番号、33.対象となる人数、34.処理年月日、35.操作者ID、36.操作端末ID、37.印刷区分、38.住民票コード、39.氏名漢字項目長、40.氏名 漢字、41.氏名 漢字 外字数、42.氏名 かな項目長、43.氏名 かな、44.郵便番号、45.住所・項目長、46.住所、47.住所・外字数、48.生年月日、49.性別、50.個人番号、51.第30条の45に規定する区分、52.在留期間の満了の日、53.代替文字変換結果、54.代替文字氏名・項目長、55.代替文字氏名、56.代替文字住所・項目長、57.代替文字住所、58.代替文字氏名位置情報、59.代替文字住所位置情報、60.外字フラグ、61.外字パターン、62.旧氏 漢字、63.旧氏 外字数、64.旧氏 ふりがな、65.旧氏 外字変更連番、66.ローマ字 氏名、67.ローマ字 旧氏	(3)送付先情報ファイル 1.送付先管理番号、2.送付先郵便番号、3.送付先住所 漢字項目長、4.送付先住所 漢字、5.送付先住所 漢字外字数、6.送付先氏名 漢字項目長、7.送付先氏名 漢字、8.送付先氏名 漢字 外字数、9.市町村コード、10.市町村名項目長、11.市町村名、12.市町村郵便番号、13.市町村住所・項目長、14.市町村住所、15.市町村住所・外字数、16.市町村電話番号、17.交付場所名・項目長、18.交付場所名・外字数、19.交付場所名・外字数、20.交付場所郵便番号、21.交付場所住所・項目長、22.交付場所住所、23.交付場所住所・外字数、24.交付場所電話番号、25.カード送付場所名・項目長、26.カード送付場所名、27.カード送付場所名・外字数、28.カード送付場所郵便番号、29.カード送付場所住所・項目長、30.カード送付場所住所、31.カード送付場所住所・外字数、32.カード送付場所電話番号、33.対象となる人数、34.処理年月日、35.操作者ID、36.操作端末ID、37.印刷区分、38.住民票コード、39.氏名漢字項目長、40.氏名 漢字、41.氏名 漢字 外字数、42.氏名 かな項目長、43.氏名 かな、44.郵便番号、45.住所・項目長、46.住所、47.住所・外字数、48.生年月日、49.性別、50.個人番号、51.第30条の45に規定する区分、52.在留期間の満了の日、53.代替文字変換結果、54.代替文字氏名・項目長、55.代替文字氏名、56.代替文字住所・項目長、57.代替文字住所、58.代替文字氏名位置情報、59.代替文字住所位置情報、60.外字フラグ、61.外字パターン						
令和5年3月31日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 (3)送付先情報ファイル			事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない				
-6.法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、94、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項) (番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない)		事後	法改正に伴う変更であり重要な変更に当たらない				
	(別添1)事務の内容(2)(備考)4	検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバー、他都道府県の場合は全国サーバーに対してそれぞれ検索の要求を行う。A63	検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバー、他都道府県の場合は全国サーバーに対してそれぞれ検索の要求を行う。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない				
-3.本人への明示	・法務省連携を介して法務省にて更新された外国人住民情報を取得することは住基法第30条の50(外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための法務大臣からの通知)にて明示されている。	・法務省連携を介して法務省にて更新された外国人住民情報を取得することは住基法第30条の50(外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための出入国在留管理庁長官からの通知)にて明示されている。		事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない				
-4.特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 委託事項1 委託先名	テンプスタッフ株式会社	ヒューマンリソシア株式会社		事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない				
-5提供先1 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の1の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の1の項		事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない				
-5提供先2 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の2の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の2の項		事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない				

	-5提供先3 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の3の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の3の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先4 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の4の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の5の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先5 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の6の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の7の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先5 提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務	船員保険法による保険給付又は雇用保険法等の一部を改正する法律附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先6 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の8の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の11の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先7 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の9の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の13の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先8 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の11の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の15の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先9 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の16の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の20の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先10 法令上の根拠	番号法第19条第8号 别表第二の16の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の20の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先11 法令上の根拠	番号法第19条第8号 别表第二の18の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の28の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先12 法令上の根拠	番号法第19条第8号 别表第二の20の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の37の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先13	厚生労働大臣	市町村長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先13 法令上の根拠	番号法第19条第8号 别表第二の21の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の37の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先14 法令上の根拠	番号法第19条第8号 别表第二の23の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の39の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先15 法令上の根拠	番号法第19条第8号 别表第二の27の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の48の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先15 提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境課与税に関する法律による地方税又は森林環境税の賦課徴収に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先16	頂ごと削除		事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

	-5提供先17 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の31の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先18 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の31の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の53の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先19 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の34の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の57の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先20 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の35の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の58の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5移転先1 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の7の項	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の9の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5移転先2 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の8の項	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の9の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5移転先3 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の8の項	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の9の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5移転先4	健康サービス課	保健予防課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5移転先4 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の10の項	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の14の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5移転先5 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の11の項	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の20の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5移転先6 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の12の項	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の21の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5移転先7		削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5移転先8 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の16の項	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の24の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5移転先8 移転先における用途	住民税の課税・収滞納に関する事務	住民税、森林環境税の課税・収滞納に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5移転先9 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の16の項	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の24の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5移転先10 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の30の項	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の44の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5移転先11 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の34の項	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の51の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5移転先12 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の37の項	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の56の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5移転先13 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の41の項	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の61の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5移転先14 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の43の項	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の63の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5移転先15 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の46の項	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の66の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

	-5提供先56 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の94の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の132の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先57 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の96の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の136の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先58 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の101の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の138の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先59	農林漁業団体職員共済組合	厚生労働大臣	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先59 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の102の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の138の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先60 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の103の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の140の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先61	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	都道府県知事	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先61 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の105の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先61 提供先における用途	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先62	独立行政法人医薬品医療機器総合機構	保健所を設置する市（特別区を含む。以下同じ。）の長	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先62 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の105の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の137の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先62 提供先における用途	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先63 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の106の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の141の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先64 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の108の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先65 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の108の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の144の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先66 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の111の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の149の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先67 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の112の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の150の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先68 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の113の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の151の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先69 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の113の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の151の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先70 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の113の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の151の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先71 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の114の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の152の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

	-5提供先72 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の116の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の155の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先72 提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先73 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の117の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の156の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先74 法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二の120の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表の158の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先75 法令上の根拠	住基法 第24条の2 第3項	住基法第24条の2 第5項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先76 法令上の根拠	住基法第24条の2 第4項	住基法第24条の2 第3項		その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-5提供先77 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の27の項	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の40の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	添付資料(ファイルの概要(1)_移転先21以降) 移転先21	生活援護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課、健康推進課	生活援護管理課、生活援護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課、健康推進課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	添付資料(ファイルの概要(1)_移転先21以降) 移転先21 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の76の項	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の111の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	添付資料(ファイルの概要(1)_移転先21以降) 移転先22 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の84の項	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の117の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	添付資料(ファイルの概要(1)_移転先21以降) 移転先23 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の94の項	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の127の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	添付資料(ファイルの概要(1)_移転先21以降) 移転先24	保健予防課、健康サービス課	障害者福祉課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	添付資料(ファイルの概要(1)_移転先21以降) 移転先24 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の98の項 等	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の131の項 等	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	添付資料(ファイルの概要(1)_移転先21以降) 移転先25	生活援護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課、健康推進課	生活援護管理課、生活援護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課、健康推進課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	添付資料(ファイルの概要(1)_移転先21以降) 移転先25 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の15の项	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の23の项	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	添付資料(ファイルの概要(1)_移転先21以降) 移転先26 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の31の项	住基法第1条、番号法第9条第1項 别表の46の项	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

	添付資料(ファイルの概要(1) 移転先21以降) 移転先27 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の59の項	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の85の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	添付資料(ファイルの概要(1) 移転先21以降) 移転先28 法令上の根拠	生活援護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課、健康推進課	生活援護管理課、生活援護第一課、生活援護第二課、生活援護第三課、健康推進課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	添付資料(ファイルの概要(1) 移転先21以降) 移転先28 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の63の項	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の95の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	添付資料(ファイルの概要(1) 移転先21以降) 移転先29 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の83の項	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の116の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	添付資料(ファイルの概要(1) 移転先21以降) 移転先30 法令上の根拠	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の95の項	住基法第1条、番号法第9条第1項 別表の128の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-6特定個人情報の保管・消去 保管場所		<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストで登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p> <p>~上記追加。上記以外の記載に変更なし</p>	事前	重要な変更である
	-6特定個人情報の保管・消去 消去方法		<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。</p> <p>既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p> <p>~上記追加。上記以外の記載に変更なし</p>	事前	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-6特定個人情報の保管・消去 保管期間	・住民基本台帳法施行令第34条（昭和42年9月11日政令第292号。以下「住基法施行令」という。）では、消除された日から5年間保存するものと定められている。	・住民基本台帳法施行令第34条（昭和42年9月11日政令第292号。以下「住基法施行令」という。）では、消除された日から150年間保存するものと定められている。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-6特定個人情報の保管・消去 消去方法	・5年経過後のデータに対するアクセスを制限している。	・150年経過後のデータに対するアクセスを制限している。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない

	-2特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く）リスク2：不適な方法で入手が行われるリスク	【内容精査中】	【内容精査中】	事前	重要な変更である
	-2特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く）リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	【内容精査中】	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村CSからの本人確認情報等の入手に当たっては、管理区域内のサーバとの通信に限定することで漏えい・紛失を防止している。 ・庁内からの国民健康保険等資格情報の入手に当たっては、管理区域内のサーバとの通信に限定することで漏えい・紛失を防止している。 ・法務省からの在留資格等の入手に当たっては、管理区域内の端末及びサーバとの通信に限定することで漏えい・紛失を防止している。 <p>~上記追加。上記以外の記載に変更なし</p>	事前	重要な変更である
	-3特定個人情報の利用 リスク2：権限のない者（元職員、アクセスのない職員等）によって不正に使用されるリスク		<ul style="list-style-type: none"> ・業務システムの利用権限を有するユーザIDの発行、失効は、職員課からの人事情報に基づき、区民課内のアクセス管理権限を有する職員にて、一元的に管理している。また、非正規職員等は、契約期間に応じて、ユーザIDに有効期限を設定している。 	事後	重要な変更である
	-3リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		<p><江戸川区における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バックアップファイルの作成は入退室管理をしている管理区域内での作業に限定され、また、バックアップファイルの持ち出しは区による承認を必須としている。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末で実施することに限定している。 <p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>バックアップファイルの作成はクラウドサービス内での作業に限定され、クラウド外に持ち出されることはない。</p>	事前	重要な変更である
	-7特定個人情報の保管・消去 リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 物理的対策		<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAPP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理を行っている。</p> <p>事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている</p> <p>~上記追加。上記以外の記載に変更なし</p>	事前	重要な変更である

	-7特定個人情報の保管・消去 リスク 1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 技術的対策(1)	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。</p> <p>地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」とい。)に規定する「ASP」をい。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をい。以下同じ。)は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアーキテクチャ、データアクセスパートナー、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。</p> <p>クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDoS対策を24時間365日講じる。</p> <p>クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	事前	重要な変更である	
	-7特定個人情報の保管・消去 リスク 1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 技術的対策(2)	<p>ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。</p> <p>地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。</p> <p>地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。</p> <p>~上記追加。上記以外の記載に変更なし</p>	事前	重要な変更である	
	-7特定個人情報の保管・消去 リスク 1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	発生あり	発生なし	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-7特定個人情報の保管・消去 リスク 1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク その他	(1) 令和3年6月28日に行った廃棄作業において、保存期限内の文書(戸籍附票記載事項通知確認書及び出力リスト1,822件分並びに本籍転属通知537件分)を誤って廃棄し溶解処分していたことが、同年7月2日に発覚した	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-7特定個人情報の保管・消去 リスク 1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク 再発防止策の内容	(1)これまで行っていた、廃棄する箱に廃棄年度を赤字表示する処理に加え、連番を振ってチェックしてから廃棄文書積込み用トラックへの積込を行うこととし、現場には指示・確認できる職員を常駐させる。	削除	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない
	-7特定個人情報の保管・消去 リスク3 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>	事前	重要な変更である
	-1.監査 監査		<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。</p> <p>~上記追加。上記以外の記載に変更なし</p>	事前	重要な変更である

	-3.その他のリスク対策	<p><ガバメントクラウドにおける措置></p> <p>ガバメントクラウド上の業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上の業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p> <p>~上記追加。上記以外の記載に変更なし</p>	事前	重要な変更である
	各箇所	番号利用法別表第一	番号利用法別表	事後 法改正に伴う修正のため重要な変更に当たらない
	各箇所	番号利用法別表第二	番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表	事後 法改正に伴う修正のため重要な変更に当たらない
	-1 請求方法	自己情報開示（訂正・削除・利用停止）請求書を、特定個人情報を保有している主管課に提出することにより受付ける。	自己情報（開示・訂正・利用停止）請求書を、特定個人情報を保有している主管課に提出することにより受付ける。	事後 その他の項目の変更であり、事前の提出・変更が義務付けられない